

令和8年度第1回
いわき市地域自立支援協議会

別冊資料

令和8年6月30日（火）

いわき市保健福祉部障がい福祉課

別冊資料目次

いわき市地域自立支援協議会について（次第の４）

(1)令和８年度委員について -----	1
(2)協議会の概要について -----	2
(3)協議会設置要綱 -----	5
(4)協議会の役割について -----	8

報告事項（次第の５）

(3)令和８年度いわき市障害者相談支援等事業について -----	9
(4)令和８年度いわき市地域生活支援体制強化事業について-----	17
(5)第５次いわき市障がい者計画（後期）事業実施状況について-----	21

協議事項（次第の６）

(4)第６次いわき市障がい者計画等の策定について -----	74
--------------------------------	----

連絡事項（次第の７）

(1)「いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の 利用の促進に関する条例」について -----	79
---	----

令和8年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿

区分	人数	所 属 団 体 職 名	氏 名	備考
学識 経験者	3名	医療創生大学 健康医療科学部 講師	はるやま かよ 春山 佳代	
		独立行政法人国立病院機構いわき病院 (内科)	いしい あきこ 石井 亜紀子	
		公益財団法人磐城済世会舞子浜病院 (精神科)	しが ただお 志賀 忠夫	
障がい者 福祉団体	5名	いわき市盲人福祉協会 女性部会 会計	よしえ みちこ 吉江 路子	
		いわき市手をつなぐ育成会 監事	よしむら ますみ 吉村 真澄	
		いわき地区自閉症児・者親の会 会長	わたなべ 渡辺 さゆり	
		いわき市身体障害者福祉協会		※1
		いわき聴力障害者会 副会長	いしい しずこ 石井 静子	
		いわき市腎臓病患者友の会	はせがわ ゆうぞう 長谷川 勇三	
障がい者 福祉施設	5名	いわき地区障がい者福祉連絡協議会 会長	はせがわ ひでお 長谷川 秀雄	
		社会福祉法人いわき福音協会 野の花ホーム 所長	すどう かつし 須藤 勝志	※2
		社会福祉法人育成会 理事長	さとう みさえ 佐藤 みさ江	
		社会福祉法人誠心会 理事兼事務局長	たにひら ようそ 谷平 耀宗	
		社会福祉法人希望の杜福祉会 グリーンアップルズホーム 管理者	いしやま きみえ 石山 紀美江	
障がい者 関係機関	5名	福島県立いわき支援学校 校長	えだ たかひろ 江田 貴洋	※2
		福島県立平支援学校 校長	おおたけ なおこ 大竹 奈保子	
		いわき公共職業安定所 所長	しみず ひろし 清水 寛	
		いわき障害者就業・生活支援センター 所長	さとう ゆうた 佐藤 悠太	※2
		いわき市社会福祉協議会 生活支援課 生活支援係長	おおわだ みのり 大和田 実利	
市民代表	1名	いわき市ボランティア連絡協議会	わたなべ しげこ 渡辺 成子	
合計	19名			

※1 令和6年度をもって解散。

※2 令和8年度人事異動により変更。

いわき市地域自立支援協議会の概要

1 法令根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 89 条の 3 第 1 項（努力義務）

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 目的

障害者総合支援法第 89 条の 3 第 2 項

協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3 設置要綱

いわき市地域生活支援事業実施要綱及びいわき市地域自立支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）

【設置趣旨】

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として活用するもの。

4 構成

(1) 全体会議（設置要綱関係条による）

- ・ 学識経験者、団体、施設等、関係機関、市民代表の最大 20 名で構成。（任期 3 年）
- ・ 事務局は障がい福祉課及び基幹相談支援センター。

(2) 運営会議（設置要綱第 7 条第 2 項により任意設置）

- ・ 障がい福祉課、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター、地域生活支援コーディネーター及び専門部会長で構成。
- ・ 事務局は障がい福祉課及び基幹相談支援センター。

(3) 専門部会（設置要綱第 7 条第 2 項により任意設置）

- ・ 専門部会には部会長・副部会長を置く。
- ・ 専門部会の事務局は、障がい福祉課が担当する。

(4) 地域会議（設置要綱第 7 条第 2 項により任意設置）

- ・ 地域会議の事務局は、障がい者相談支援センターが担当する。

5 主な機能

(1) 一般的な機能（自立支援協議会の運営マニュアルより抜粋）

ア 情報機能

- ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信。

イ 調整機能

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築。
- ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議・調整。

ウ 開発機能

- ・ 地域の社会資源の開発、改善。

エ 教育機能

- ・ 構成員の資質向上の場として活用。

オ 権利擁護機能

- ・ 権利擁護に関する取り組みを展開する。

カ 評価機能

- ・ 中立、公平性を確保する観点から、委託相談支援事業所の運営評価等。

キ 施策提案等機能

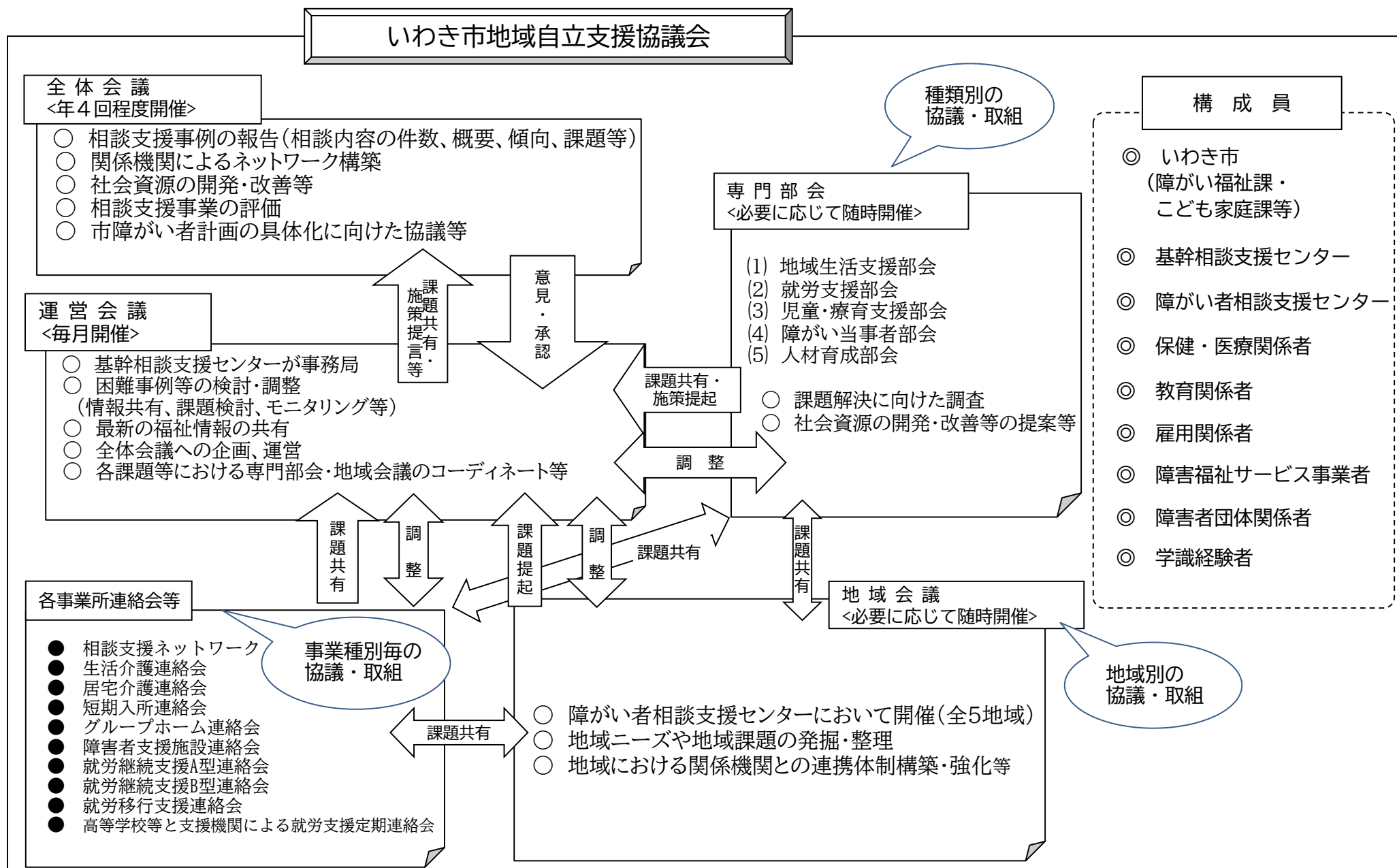
- ・ 課題別に必要に応じ設置される専門部会等で各課題やその対応策について調査、協議を重ね、運営会議を通し、全体会において課題や対応策を確認し、市への施策提案等に繋げる。

(2) 重要施策の協議や確認等を行う機能

ア 市障がい者計画等の進捗状況の把握や必要に応じた助言

イ 障害者差別解消支援地域協議会としての対応 等

令和8年度いわき市地域自立支援協議会の体系について



いわき市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、いわき市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日実施）第16条の規定により設置する地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 困難事例等の検討・調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、20名以内の構成員をもって組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 構成員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を各1名置き、構成員の互選により定める。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集し、その議長となる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

- 2 会長が、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議等)

第7条 協議会には、その円滑な運営を図るため、必要に応じ、運営会議及び部会等を設けることができる。

- 2 前項の規定に基づいて設置した運営会議及び部会等の組織、運営等については、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(個人情報)

第9条 協議会において知り得た個人情報については、その取り扱いを十分留意しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

区 分	団 体 等 名
学識経験者	大学等
	(内科医又は整形外科医)
	(精神科医)
障害者団体等	いわき市盲人福祉協会
	いわき市手をつなぐ育成会
	いわき地区自閉症児・者親の会
	いわき市身体障害者福祉協会
	いわき聴力障害者会
	いわき市腎臓病患者友の会
障害者福祉施設等	いわき地区障がい者福祉連絡協議会
	社会福祉法人いわき福音協会
	社会福祉法人育成会
	社会福祉法人誠心会
	社会福祉法人希望の杜福祉会
障害者関係機関等	福島県立いわき支援学校

	福島県立平支援学校
	いわき公共職業安定所
	いわき市障害者就業・生活支援センター
	いわき市社会福祉協議会
市民代表等	いわき市ボランティア連絡協議会等

障害のある方が地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくり

協議会の本質：要望から「共創」へ

行政、福祉、医療、教育、当事者、ご家族など、多様な立場から地域の生きた声を重ね合わせ、**地域の実情**に応じた**支援体制を整えていくための組織**です。

「個別課題」を「地域課題」へ

「サービスが足りない」「窓口に繋がりにくい」等の個別事例を一つの事例で終わらせず、地域共通の課題として整理し、制度や資源の整備へと繋げていきます。

協議会に求められる機能

- 1. 情報共有** 地域の潜在的な課題の集約
- 2. 連携調整** 分野や組織を超えた信頼構築
- 3. 資源開発** 不足している支援の整備
- 4. 人材育成** 地域支援者のスキルアップ
- 5. 権利擁護** 障害のある方の権利尊重
- 6. 評価機能** 支援体制や施策の評価

令和8年度いわき市障害者相談支援等事業について

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業及び第77条の2に規定する基幹相談支援センター事業に係る業務を行う。

- (1) 障がいの種別に関わらず、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援、障がい者の権利擁護など必要な支援を行う。
- (2) 障害福祉サービス事業者等からの障がいに関する総合相談・専門相談及び相談支援体制強化の取り組みなど地域における相談支援の中核的な業務を行う。

2 設置場所及び担当地域

(1) 相談支援事業（障がい者相談支援センター）

設置場所	担当地域
平字梅本 21 (いわき市役所本庁舎 1 階)	北部地域（平・四倉・久之浜大久・小川・川前各地区保健福祉センター管轄圏域）
小名浜花畑町 34-2 (小名浜支所北分庁舎内)	小名浜地域（小名浜地区保健福祉センター管轄圏域）
錦町大島 1 (勿来支所内)	勿来・田人地域（勿来・田人地区保健福祉センター管轄圏域）
常磐湯本町吹谷 76-1 (常磐支所内)	常磐・遠野地域（常磐・遠野地区保健福祉センター管轄圏域）
内郷高坂町四方木田 191 (総合保健福祉センター内)	内郷・好間・三和地域（内郷・好間・三和地区保健福祉センター管轄圏域）

(2) 基幹相談支援センター事業

設置場所	担当地域
平字梅本 21 (いわき市役所本庁舎 2 階)	市内一円

3 事業内容

(1) 相談支援事業（障がい者相談支援センター）

ア 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用に関する情報提供や支援等を行う。

イ 社会資源を活用するための支援

福祉サービス以外の各種支援施策の活用に関する情報提供や支援等を行う。

ウ 社会生活を高めるための支援

生活する上で必要な人間関係、健康管理、金銭管理等に関する助言や支援等を行う。

エ 権利擁護・虐待防止のために必要な援助

- (ア) 成年後見制度の利用に関する情報提供や支援等を行う。
- (イ) 差別解消に関する相談を受け付け、市と協力して対応する。
- (ウ) 虐待に関する相談を受け付け、市と協力して対応する。

オ 専門機関の紹介

他の専門機関の紹介や引継ぎ等を行い、必要に応じて連携して支援する。

カ 社会資源の改善・開発に向けた調整

- (ア) いわき市地域自立支援協議会（地域会議）を運営し、課題の抽出やその解決策の検討を行う。
- (イ) 必要に応じ、いわき市地域自立支援協議会（全体会、運営会議及び専門部会等）及び事業者連絡会に参加する。

キ その他

- (ア) 災害時に安否確認等が必要となる者の把握に努める。
- (イ) 障がい者相談支援センターの周知を行う。
- (ウ) 地域における障がいに対する理解の啓発に取り組む。

(2) 基幹相談支援センター事業

ア 障がいの種別にかかわらず、また各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援

障がいの種別にかかわらず、障がい者等からの相談を受け付け、主訴やニーズを整理した上で情報提供や支援等を行う。

イ 相談支援事業者に対する指導、助言、人材育成の支援等、地域の相談支援体制の強化の取組

- (ア) サービス等利用計画等の適正化に関する評価、助言及び支援等を行う。
- (イ) 相談支援ネットワークの運営を支援し、研修会や事例検討会等の資質向上に向けた取り組みを行う。

ウ 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進への取組

地域の実情を把握し、課題の抽出やその解決策の検討を行う。

エ 権利擁護・虐待防止の取組

- (ア) 地域の実情を把握し、課題の抽出やその解決策の検討を行う。
- (イ) 事業者に対する助言等を行う。

オ いわき市地域自立支援協議会の運営を通じた障がい者等への支援の強化

- (ア) 全体会の運営の補助を行う。
- (イ) 運営会議の運営を行う。
- (ウ) 必要に応じ、いわき市地域自立支援協議会（専門部会等）及び事業者連絡会に参加する。

カ その他

- (ア) 市と協力し、人材確保・育成に向けた取り組みを行う。
- (イ) 基幹相談支援センターの周知を行う。

4 人員配置

(1) 相談支援事業（障がい者相談支援センター）

障がい者等の相談及び援助に関して、専門的知識及び経験を有する者を常勤職員として置くものとする。

配置にあたっては、次のとおり 9 名を配置する。

担当地域	配置人員
北部地域（平・四倉・久之浜大久・小川・川前各地区保健福祉センター管轄圏域）	4 名
小名浜地域（小名浜地区保健福祉センター管轄圏域）	2 名
勿来・田人地域（勿来・田人地区保健福祉センター管轄圏域）	1 名
常磐・遠野地域（常磐・遠野地区保健福祉センター管轄圏域）	1 名
内郷・好間・三和地域（内郷・好間・三和地区保健福祉センター管轄圏域）	1 名

(2) 基幹相談支援センター事業

障害福祉サービス事業者等からの相談等に対応できる専門的知識及び経験を有する者かつ有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等）を常勤職員として置くものとする。

配置にあたっては、3 名（専門職）を配置する。

5 地区保健福祉センター、障がい者相談支援センター及び計画相談支援事業所との役割分担のイメージ

(1) 計画相談支援事業所有りの場合

区分	地区保健福祉センター	障がい者相談支援センター	計画相談支援事業所
相談	- 複数のサービス及びインフォーマルサービスなどが必要な場合や、処遇が困難となりそうなケースと考えられる場合は相談支援センターへ相談 - 上記以外はサービスの支給申請へ	- 地区センからの相談に応じ、事業所調整等の対応補助 - 直接相談が入った場合は地区セン担当者へ情報提供	—
申請受付	計画相談支援事業所の情報提供	—	—
調査等	- 直営または委託での認定調査 - 必要に応じ障害支援区分の認定	認定調査については一部委託を受ける場合有り	サービス等利用計画案の作成
支給決定	決定通知、受給者証の発行	—	—
担当者会議	関係機関として参加の場合有り	関係機関として参加の場合有り	関係機関を招集
サービス利用			サービス等利用計画の作成

	- サービス利用に問題がある場合 ① 計画相談支援事業所と地区センでケース会議等により対応 ② ①においても処遇困難の場合には相談支援センターも含めた対応に移行		
モニタリング	—	—	状況に応じたモニタリング

(2) 計画相談支援事業所なしの場合

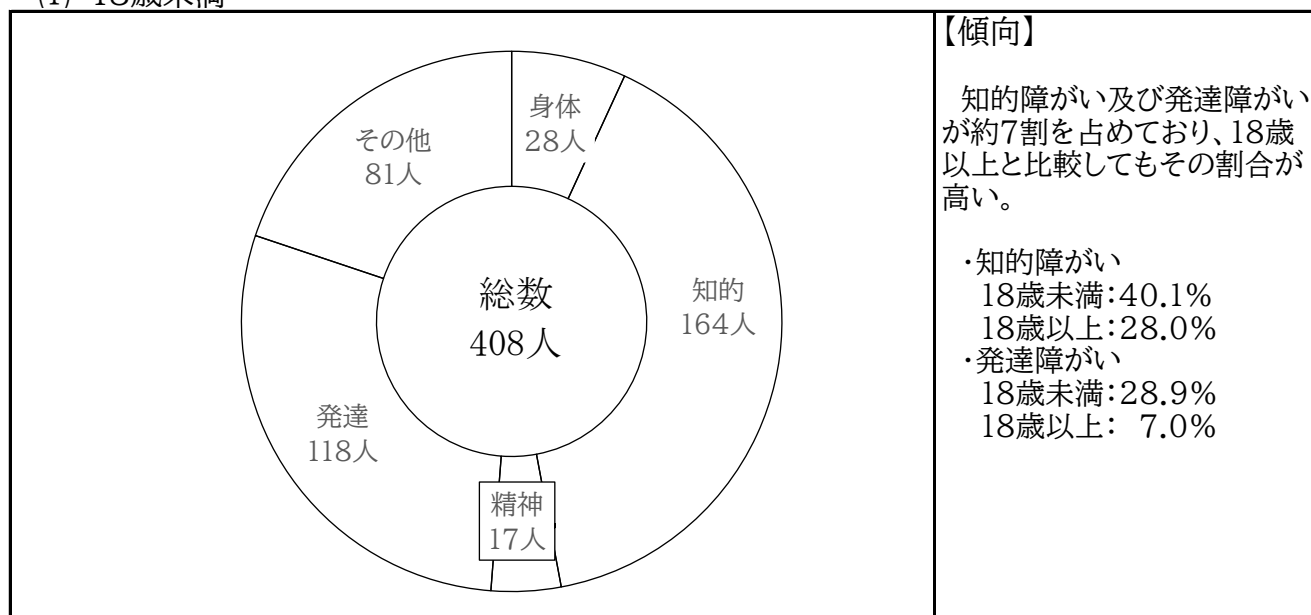
区分	地区保健福祉センター	障がい者相談支援センター
相談	- 複数のサービス及びインフォーマルサービスなどが必要な場合や、処遇が困難となりそうなケースと考えられる場合は相談支援センターへ相談 - 上記以外はサービスの支給申請へ	- 地区センからの相談に応じ、事業所調整等の対応補助 - 直接相談が入った場合は地区セン担当者へ情報提供
申請受付	計画相談支援事業所の情報提供	—
調査等	- 直営または委託での認定調査 - 必要に応じ障害支援区分の認定 - サービス等利用計画（セルフプラン）の作成補助	- 認定調査については一部委託を受ける場合有り - 場合により、サービス等利用計画（セルフプラン）の作成補助支援
支給決定	決定通知、受給者証の発行	—
担当者会議	必要に応じ、関係機関を招集	関係機関として参加の場合有り
サービス利用	サービス利用に問題がある場合で、処遇困難の場合には相談支援センターも含めた対応	
モニタリング	必要に応じ実施	—

※ 障がい者相談支援センターは、専門的知識及び経験を有する者であることから、主に処遇困難ケースについて地区保健福祉センターや相談支援事業所と連携し、原則として主担当とはならず、側面的な支援として専門的な意見やコーディネートを行う（場合により基幹相談支援センターを含める）。

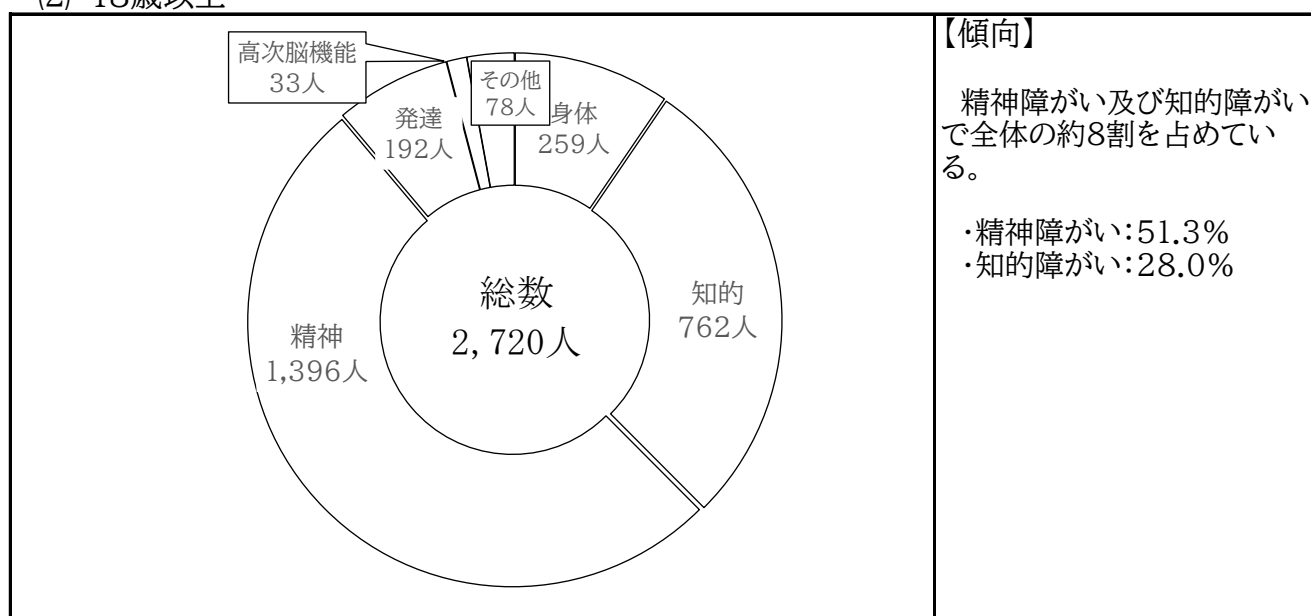
令和7年度相談支援事業等実績報告【障がい者相談支援センター】

1 利用者数

(1) 18歳未満



(2) 18歳以上



2 支援方法

区分	訪問	来所	同行	電話	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
件数	912	681	678	5,230	178	296	3,906	66	11,947
割合(%)	7.6	5.7	5.7	43.8	1.5	2.5	32.7	0.6	100.1

【傾向】

電話による相談が最も多く(43.8%)、次いで関係機関との連携等(32.7%)となっている。

3 支援内容

区分	福祉サービスの利用等に関する支援	障がいや症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援
件数	4,398	654	1,872	2,300	585	1,409	1,232
割合(%)	28.0	4.2	11.9	0.0	3.7	9.0	7.8

区分	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	合計
件数	656	86	474	347	1,706	15,719
割合(%)	4.2	0.5	3.0	2.2	10.9	100.0

【傾向】

福祉サービスの利用等に関する支援が最も多くなっている。(28.0%)

令和7年度基幹相談実績

ア、障がいの種別にかかわらず、また各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援
相談支援対応件数（延べ）

（１）対象者類型

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
新規（児）	8	3	4	3	18
継続支援（児）	66	98	23	86	273
新規（者）	9	9	1	16	35
継続支援（者）	140	122	1	151	414
その他	23	8	21	17	69
情報提供	65	20	50	15	150
合計	311	260	100	288	959

（２）対応組織類型

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
指定特定相談支援事業所	206	117	67	80	470
指定一般相談支援事業所	12	2	29	12	55
委託相談事業所	136	134	123	125	518
サービス提供事業所	69	138	44	81	332
行政機関	169	140	136	147	592
医療機関	34	37	22	21	114
児童福祉機関	58	48	43	11	160
教育機関	112	75	46	65	298
就労支援機関	47	51	22	48	168
高齢者支援機関	8	13	24	11	56
地域関係者	36	23	44	2	105
その他関係機関	64	51	139	51	305
合計	951	829	739	654	3173

イ、相談支援事業者に対する指導、助言、人材育成の支援等、地域の相談支援体制の強化

（１）相談支援事業所支援

助言、指導内訳	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
訪問	11	11	4	7	33
電話	137	137	23	39	336
メール	23	23	1	2	49
支援会議参加	5	5	1	3	14
その他	78	78	21	25	202
合計	254	254	50	76	634

取組	回数	人数
ネットワーク定例会	8	141
研修	5	60
事例検討会等	1	12
会議開催	18	171
その他	2	15
合計	34	399

（２）サービス提供事業所等支援

助言、指導内訳	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
訪問	15	7	5	7	34
電話	31	39	30	39	139
メール	6	2	0	2	10
支援会議参加	5	3	15	3	26
その他	42	25	34	25	126
合計	99	76	84	76	335

取組	回数	参加人数
事業所連絡会	8	188
ネットワーク	0	10
事例検討会等	1	15
研修等	7	79
その他	1	4
合計	17	296

(3) その他人材育成に係る取り組み

	回数	内容
県	48	主任相談支援専門員研修、ブロック研修打合せ、就労選択支援WG、選択支援モデル事業研修会、養成研修、中核的人材養成研修受講報告会、基幹強化研修、専門コース別障害児支援研修、県人材育成部会、国研フォローアップ、医ケアフォローアップ
市内	60	ケアマネ交流会(事例検討)、フォローアップ研修、方部会、ファシリテーター研修、意思決定支援研修、障がい児支援研修、はちまる勉強会、専門コース別就労、てんかん研修会、打合せ

(4) 関係機関、他分野との連携強化の取組

	回数	人数	会議名称等
行政機関	7	101	要対協実務者会議、出前講座
医療機関	2	16	医療との連携会議、移行医療WG
児童福祉機関	4	46	児童進捗会議
教育機関	23	320	教育支援室連携会議、教育と福祉の検討会、教育相談いわきネットワーク会議、支援学校通学アンケート、教育研究会セミナー
就労支援機関	2	80	AB連絡会(ナカボツ連携) 就労選択支援研修
高齢者支援機関	3	54	地域包括支援センター事例検討会、事例検討会打合せ
他圏域基幹相談	10	189	県基幹連携会議、元気玉フォーラム、中核市基幹連携会議
他圏域専門機関	2	7	医ケア支援センター
その他の機関	12	86	はなのころベース訪問、障相定例会、FSK総会、家族会、法人主任会議、基幹・拠点打合せ

ウ、障がい者支援施設や精神科病院からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進への取組

	回数	人数	会議名称等
医療機関からの地域移行	7	51	療育センター、退院カンファ、にも包括、HP移行打合せ
障がい者支援施設	0	0	
児童入所施設退所	1	3	個別ケースカンファ
矯正施設	3	18	少年院からの地域移行会議
その他	0	0	

エ、権利擁護、虐待防止に係る取り組み

	回数	内容
虐待対応協力者	7	通報受理、対応相談、虐待コア会議、虐待対応訪問
予防、啓発の取組	1	研修講師
成年後見制度	1	成年後見ヒアリング
その他会議への参加等	2	虐待ケア会議

オ、自立支援協議会

	回数	内容
運営会議	13	運営会議、全体会
専門部会	38	児童療育支援部会、人材育成部会、就労支援部会打合せ、就労支援部会、当時者部会、打合せ
下部組織	3	児童療育支援部会WG、相談支援事業検討会
地域会議	10	親の会、摂食ピアミーティング、打合せ
事業所連絡会	19	児童通所事業所、A B、打合せ、G H、就労移行、入所、生活介護、主任相談支援専門員

カ・その他

	回数	内容
市と協力した人材確保、育成の取組	1	相談支援事業所検討会
周知・啓発	6	地区保健福祉センター挨拶

令和 8 年度いわき市地域生活支援体制強化事業について

1 目的

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者やその家族が地域で安全・安心に生活できるよう、緊急時を想定した体験の場の確保、緊急時における迅速な相談及び必要に応じた緊急的な対応が図られる体制等を強化し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもの。

2 令和 8 年度事業概要等

(1) 日中一時支援事業

事業概要	障がい児者の家庭の就労支援及び障がい児者を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的として、障がい児者の日中における活動の場を確保し、適切なサービスを提供するもの。 障がい児者が安心して過ごすことができる場所の確保を容易にするため、令和 2 年度より、委託可能事業所に「生活介護事業所」を追加した。
委託事業所数	33 か所（R8. 4. 1 現在）

(2) 緊急一時宿泊事業

事業概要	介護を行う者の疾病その他のやむを得ない事由により、緊急に居宅においてその介護を行う者がいなくなった障がい者に対し、生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所において一時的に宿泊を伴う見守り等の支援を行うもの。
委託事業所数	6 か所（内県外 1 か所）（R8. 4. 1 現在）

(3) 地域生活支援コーディネーター事業

事業概要	障害児者やその家族等に対して積極的な働きかけを行う専門の相談員を配置することにより、緊急時や親亡き後を見据えた支援に関する相談に応じるとともに、緊急事態が生じたときに迅速に対応できる体制の構築を図るもの。
配置数	1 名（障がい福祉課内に配置）

3 令和7年度実績

(1) 日中一時支援事業

延べ利用件数

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計	3,034件	3,143件	3,160件	3,627件

(2) 緊急一時宿泊事業：1件（延べ利用件数）

(3) 地域生活支援コーディネーター事業

①支援者数（実人数）

区分	児	者	計
身体障害	0	2	2
重症心身障害	0	0	0
知的障害	4	31	35
精神障害	0	21	21
発達障害	0	3	3
高次脳機能障害	0	0	0
その他	0	1	1
計	4	58	62

②支援方法（延べ支援件数）

区分	訪問		同行		会議		電話		その他		計	
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者
身体障害	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	5
重症心身障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	1	6	0	2	0	4	0	21	7	127	8	160
精神障害	0	4	0	0	0	0	0	25	0	56	0	85
発達障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7
高次脳機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3	2	4
計	1	10	0	2	0	5	0	47	9	197	10	261

③支援内容（延べ支援件数）

区分	プラン作成（補助）		権利擁護		理解促進		関係機関への案内		その他		計	
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者
身体障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
重症心身障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	0	1	0	17	0	15	0	4	8	123	8	160
精神障害	0	0	0	0	0	2	0	7	0	76	0	85
発達障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7
高次脳機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4	2	4
計	0	1	0	17	0	17	1	11	9	215	10	261

④地域生活支援体制の強化・整備に向けた調整に関する業務（調整等回数）

○ 要支援想定者の把握、精査、分析及び登録に関する業務

要支援想定者の把握	2
要支援想定者の精査	103
要支援想定者の分析	103
要支援想定者の登録	1

○ 親亡き後を見据えた働きかけに関する業務

親への周知啓発	2
親への働きかけ	0
親亡き後に必要な知識等についての研修・講師	7
関係機関への周知・啓発	3
関係機関との情報共有	38
ケース支援会議の開催	0
ケース支援会議等への参加	3

○ 緊急時プラン等の作成及び作製補助に関する業務

緊急時プラン等の作成	1
緊急時プラン等の作成補助	0

○ 地域生活支援体制の強化・整備に向けた調整に関する業務

・ 緊急時の受け入れ

緊急一時宿泊事業の委託事業所との連携	0
緊急一時宿泊事業の委託事業所数増加への働きかけ	2
緊急時受け入れ先の確保(公的)	6
緊急時受け入れ先の確保(民間)	1

・ 体験の機会・場

社会資源の把握	3
民間施設等への交渉・働きかけ	0
体験の場利用	0

・ 相談

親	27
子ども	19
関係者	102

・専門的人材の確保・養成

事業所への研修・講師	4
勉強会や研修会への参加	9

・地域の体制づくり

地域会議の開催	1
地域会議への参加	4
専門部会の開催、参加	9
事業所連絡会の開催、参加	7

・ネットワークの形成

相談支援事業所	24
サービス事業所	97
居住支援法人	0
葬祭業者	0
医療機関	4
教育機関	11
民生児童委員	0
地域団体等	2
地域包括支援センター	7
その他	286

第5次いわき市障がい者計画(後期)事業実施状況

目次	1 啓発・広報	22 ページ
	2 生活支援	27 ページ
	3 保健・医療	34 ページ
	4 生活環境	39 ページ
	5 教育・育成	43 ページ
	6 雇用・就業	46 ページ

第5次障がい者計画(後期)に係る事業実施状況

【令和7年度実施事業評価】

分 野	事業の数	評価の数				
		A	B	C	D	E
1 理解促進	41	16	19	5	1	0
2 生活支援	74	41	23	6	4	0
3 保健・医療	48	32	11	5	0	0
4 生活環境	34	6	19	9	0	0
5 教育・育成	35	21	10	3	1	0
6 雇用・就業	16	12	4	0	0	0
合 計	248	128	86	28	6	0
全体に占める割合(%)		51.6	34.7	11.3	2.4	—

※評価数は再掲含む。

事業の評価(達成度)

A 障がい者施策の推進のため、事業目的は達成している。
B 障がい者施策の推進のため、事業目的は概ね達成している。
C 障がい者施策の推進のため、事業目的は一定程度達成している。
D 障がい者施策の推進のため、事業目的はあまり達成できていない。
E 障がい者施策の推進のため、事業目的は達成できていない。

1 理解促進

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
1	「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進	ユニバーサルデザイン ひとづくり推進事業		男女共同・多文化共生センター	B	ユニバーサルデザインの理解促進を図るため、啓発事業を実施する。	現状維持
2		福祉情報コーナーの設置		障がい福祉課	B	市民ロビーへのパネル等の展示により、市民へのPRを図るとともに、情報誌等を提供する。	現状維持
3		障がい者週間記念事業	78	障がい福祉課	A	障害者基本法に定める「障害者週間」を記念して、障がいのある方が作成した絵画や手芸品等の展示、障がい者施設を紹介したパネルの展示等を行う。	現状維持
4		授産製品ガイドの作成	122	障がい福祉課	A	市内の障がい者施設の授産製品を集めたパンフレット「はんどめいどいわき」を作成する。	現状維持
5		身体障害者補助犬制度の周知徹底		障がい福祉課	B	身体障害者補助犬制度の円滑な運用を図るため、市職員、施設等の管理者及び市民に対し、広く周知・啓発を行う。	現状維持
6		障がい者用駐車場の適正利用の促進		障がい福祉課	A	障がい者用駐車スペースの適正利用に係る市民への意識啓発に努める。また、障がい者用駐車スペースの適正利用のため障がい者や高齢者、妊産婦などを対象に利用証を発行する「おもいやり駐車場制度」を導入した福島県とも緊密に連携し各地区保健福祉センターで申請の受付を行う。	現状維持

【参考:令和6年度実施事業評価】

分 野	事業の数	評価の数				
		A	B	C	D	E
1 理解促進	41	16	21	4	0	0
2 生活支援	74	40	27	5	2	0
3 保健・医療	48	24	19	4	0	1
4 生活環境	34	7	16	11	0	0
5 教育・育成	35	21	9	4	1	0
6 雇用・就業	16	12	4	0	0	0
合 計	248	120	96	28	3	1
全体に占める割合(%)		48.4	38.7	11.3	1.2	0.4

※評価数は再掲含む。

評価

全体として、A評価(目的は達成している)が、約半数を占めている。「全体に占める割合」が前年度と比較として、大きな変動はなし。A評価(目的は達成している)が、3.2ポイント増、B評価(おおむね達成)が4.0ポイント減。特に「3 保健・医療」でA評価が増加。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
7	「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進	障害者差別解消法の普及	65	障がい福祉課	A	「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的に平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されたところであり、令和3年5月に法改正が行われた。共生社会の実現に向け、お互いを尊重し合い、一人ひとりが障がいへの理解を深め、配慮することの大切さについて普及啓発を図る。	現状維持
8		出前講座等の実施		障がい福祉課	A	市の出前講座において、市職員が講師となり、講義、手話講座、障がい者疑似体験キットを利用した体験学習等を実施する。	維持状況
9		つどいの場創出支援事業		地域包括ケア推進課	C	高齢者をはじめとする地域住民の集まる場が円滑に運営できるよう、つどいの場コーディネーターを各地区に配置し、運営に関わる相談や事務支援などの人的支援を行う。また、要件に該当する団体に対して、運営費等を補助するために補助金を交付する。	現状維持
10		いきいきシニアボランティアポイント事業	63 89	地域包括ケア推進課	C	市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元する。	現状維持
11		ミーティングセンター	71 94	地域包括ケア推進課	B	認知症当事者と家族がともに参加し、①当事者の希望に基づく主体的なアクティビティの実施や当事者同士が語り合う本人支援、②家族同士が専門家等と語り合うことで、心理的支援と情報提供などの教育的支援を行う家族支援、③当事者と家族の両者の関係性を改善するための支援を行う。	現状維持
12		精神障がいに対する正しい知識の普及啓発	94	保健所地域保健課	A	市民精神保健福祉講座や健康教育などを通して、こころの健康づくりや精神疾患及び精神障がいに関する正しい知識の普及啓発を図る。	現状維持
13		発達学習会	87 109	子育てサポートセンター	A	児の発達、発育に不安を抱える保護者等を対象に、講演会を実施する。	現状維持
14		農福連携推進事業	120	農業政策課	B	農業と福祉が連携して、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参加を実現することを目的に、必要に応じて「いわき市農福連携推進協議会」を開催しながら、認知度向上やマッチング促進を目指す。	縮小
15		障がい者雇用の促進（セミナー等の実施）	120	産業ひとづくり課	B	障がい者雇用に関心のある市内企業に対し、雇用制度に係るセミナー等を実施する。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
16	「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進	「総合教育センターだより街路樹」に特別支援教育に関する記事の掲載		総合教育センター	B	平成23年度から「特別支援教育だより『いきいき』」を「総合教育センターだより 街路樹」(年10回発行)に統合し、全号において、教育支援室の事業内容やインクルーシブ教育システムと特別支援教育に関する情報、教育相談室からの情報、特別な教育的ニーズのある子供たちへの対応や支援に関する内容を紙面及びHPで配信している。	現状維持
17		郵便等による不在者投票の周知	65	選挙管理委員会	B	身体障がいなどにより投票所へ行くことができない方に対し、公職選挙法に規定されている郵便等による不在者投票の制度を周知する	維持状況
18	障がい特性に配慮した一層の理解促進	学習資料「みんなで考えよう障がい者の福祉」の配布		障がい福祉課	A	小学校4年生を対象とした障がい者福祉に関する学習資料の作成及び配布を行う。	現状維持
19		奉仕員養成講習会の開催	62 79	障がい福祉課	A	【講習会一覧】 ①手話講習会 ②要約筆記者養成講習会 ③点訳者養成講習会 ④音訳奉仕者養成講習会 ⑤手話通訳者養成講習会	拡大
20		福祉教育の推進		総合教育センター	B	市内小中学校における総合的な学習の時間に、福祉に関する学習内容を取り上げる。また、地域との連携を図り、特別支援学校、介護施設、地域の高齢者との交流などを年間の指導計画に位置づける。	現状維持
21		障がい児が制作した作品展のPR		総合教育センター	C	市内の展示施設で開催される障がい児が作成した絵画や造形物の作品展の開催について、総合教育センターのHP等を利用し、広く広報する。	廃止止 (休)
22		成年後見制度等に関するパンフレットの配布		保健福祉課	B	相談窓口である地区保健福祉センターや地域包括支援センターに成年後見制度等に関するパンフレットを配布し、市民からの相談等に使用していただく。	現状維持
23	障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実	「いわき市の保健福祉・子育て支援」の配布		保健福祉課	B	複雑化する保健・医療・福祉制度について、最新の内容を各分野ごとに体系的かつ分かりやすくまとめたものであり、関係施設に配布することで、障がい者に関する状況や制度について周知・広報する。	その他
24		障害福祉制度情報冊子「くらしのおてつだい」の発行		障がい福祉課	B	障がいのある方に関する各種制度、相談事業及び施設等の概要を記載した「くらしのおてつだい」を作成し、各種障害者手帳交付時に配布するほか、地区保健福祉センターや支所等、市民が多く利用する窓口に配布する。	現状維持
25		市公式ホームページによる情報発信		障がい福祉課	B	市公式ホームページにおいて、各種制度や障害福祉サービス提供事業者、イベントや注意喚起に関するお知らせなど、障がいのある方に役立つ情報の充実を図る。	維持状況

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
26	障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実	図書館における障がい者サービス等の情報提供（録音図書のお知らせ）		いわき総合図書館	A	録音製作委員会が新たに製作した録音図書について、録音図書利用者及びボランティア団体「声の奉仕グループ」へ情報提供を行う。	現状維持
27		図書館における障がい者サービス等の情報提供（ミニ展示・図書館報「かもまる通信」・児童向けパスファインダー）		いわき総合図書館	A	3月の世界ダウン症の日、9月の障害者雇用月間、12月の障害者週間等に合わせた関連図書のミニ展示を開催する。また、図書館報「かもまる通信」等で、定期的に障害者サービスの内容や利用方法等について広報を実施するほか、児童向けパスファインダー「『点字』について調べよう～福祉1～」を作成し、児童生徒の調べ学習に役立てる。	現状維持
28	ボランティア活動の推進	ボランティア保険制度等の補償制度のPR		地域振興課	A	市が掛け金を負担し、ボランティア活動中の事故等に対して補償する保険に加入することで、市民によるボランティア活動を側面から支援する。	現状維持
29		わいわい塾の開催	78 115	障がい福祉課	C	障がい者が地域住民とともに楽しめる各種レクリエーション等を提供し、障がい者が自主的に外出するきっかけを作るとともに、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がい者とボランティアの相互理解を深める。	現状維持
30		障がい者スポーツの推進	77 115	障がい福祉課	A	スポーツに関心のある障がい者が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げる場を設ける	現状維持
31		奉仕員養成講習会の開催	59 79	障がい福祉課	A	【講習会一覧】 ①手話講習会 ②要約筆記者養成講習会 ③点訳者養成講習会 ④音訳奉仕者養成講習会 ⑤手話通訳者養成講習会	拡大
32		いきいきシニアボランティアポイント事業	57 89	地域包括ケア推進課	C	市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元する。	現状維持
33		住民支え合い活動づくり事業	71 83	地域包括ケア推進課	D	住民支え合い活動を支援する生活支援コーディネーターを配置し、地域における現状と課題を共有する場である協議体を設置することで、多様な主体による生活支援サービスの創出や地域資源の開発などの地域づくりを進める。	拡大
34		図書館支援ボランティアの活動支援のための環境整備		いわき総合図書館	B	ボランティアの活動を促進するために、総合図書館内に対面朗読室、ボランティア室、録音室を設置する。	現状維持
35		図書館支援ボランティアの育成（音訳講習会・録音図書校正講習会）	115	いわき総合図書館	A	録音図書製作のボランティアに対し、音訳講習会・録音図書校正講習会を開催し、ボランティアの育成及びスキルアップを支援する	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
36	権利擁護、差別解消の推進及び虐待の防止	権利擁護支援活動に係る機能強化事業		保健福祉課	B	福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度の法人後見受託など、権利擁護支援に関する活動を行う民間団体の機能を強化し、財産の管理または日常生活等に支障がある障がいのある方等の権利擁護支援体制の強化を図る。	現状維持
37		障害福祉サービス事業所向けに虐待防止等のための研修の実施		保健福祉課	B	相談機関及び障害福祉サービス事業所職員等を対象にした虐待防止研修、意思決定支援研修、成年後見制度研修等を実施する。	現状維持
38		いわき市地域自立支援協議会		障がい福祉課	B	いわき市地域自立支援協議会を障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会に位置づけ、障がい者差別の解消を効果的に推進するため、地域における様々な関係機関と連携し地域の実情に応じた差別解消のための取組を行う。	現状維持
39		障害者差別解消法の普及		障がい福祉課	A	「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的に平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されたところであり、令和3年5月に法改正が行われた。共生社会の実現に向け、お互いを尊重し合い、一人ひとりが障がいへの理解を深め、配慮することの大切さについて普及啓発を図る。	現状維持
40		障がい者虐待防止センター機能の強化	69	障がい福祉課	B	障がいのある方の権利擁護を推進するため、障がい者虐待に関する相談窓口及び虐待に対する援助等を担う「市障がい者虐待防止センター」の周知及び機能の強化、関係機関との連携体制の整備並びに虐待に対する気付き・通報の啓発を図る。	現状維持
41		郵便等による不在者投票の周知	58	選挙管理委員会	B	身体障がいなどにより投票所へ行くことができない方に対し、公職選挙法に規定されている郵便等による不在者投票の制度を周知する	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
Ⅱ 生活支援							
42	意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備	自立相談支援事業（生活・就労支援センター）		保健福祉課	B	生活困窮者（生活保護を除く経済的に困窮している方）からの相談を受け、相談・就労支援員が ①課題を評価・分析（アセスメント）し、ニーズを把握 ②ニーズに応じた自立支援計画（プラン）を策定 ③計画に基づき、支援を行う各種関係機関との連絡調整を実施 以上の取り組みにより、生活困窮者の自立を促進し、第2のセーフティネットの充実・強化を図るもの。	現状維持
43		権利擁護支援事業（権利擁護・成年後見センター）		保健福祉課	B	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が低下した方や、虐待等権利侵害を受けた方への権利擁護を推進するため、市権利擁護・成年後見センターが専門的な支援を行うと共に、関係機関等による支援体制の構築を図る。 ※センター設置に伴い、権利擁護に関する附属機関（障がい者虐待防止ネットワーク協議会含む）を統合、権利擁護支援に関する附属機関（市権利擁護支援ネットワーク推進運営委員会）を設置している。	現状維持
44		重度心身障害者医療費給付事業		保健福祉課	B	重度心身障害者を対象として健康保険法等に定める一部負担金（保険診療分の入院費・外来費）を給付する。	維持現状
45		障害者相談支援等事業（基幹相談支援センター・障がい者相談支援センター）		障がい福祉課	B	①いわき基幹相談支援センター 障がいの種別にかかわらず、各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援体制の強化の取組、また施設や病院等からの地域移行及び地域生活を支えるため地域定着の促進への取組等を行う。 ②いわき障がい者相談支援センター 福祉サービス・社会資源の利用援助や、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助及び専門機関の紹介等を行う。	現状維持
46		相談支援体制の充実・強化		障がい福祉課	B	①いわき市地域自立支援協議会においてライフステージに応じた相談支援体制の充実と保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関との連携強化等について協議し、本人中心の生活支援の充実・強化を図る。 ②生活における様々な不安の解消に向け、いわき障がい者相談支援センターやいわき基幹相談支援センター等の相談窓口について、引き続き広く周知することで、更なる活用の促進を図る。	拡大
47		障がい者虐待防止センター機能の強化	65	障がい福祉課	B	障がいのある方の権利擁護を推進するため、障がい者虐待に関する相談窓口及び虐待に対する援助等を担う「市障がい者虐待防止センター」の周知及び機能の強化、関係機関との連携体制の整備並びに虐待に対する気付き・通報の啓発を図る。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
48	意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備	障がい児(者)地域療育等支援事業	86 108	障がい福祉課	A	障がい児施設の専門的機能を活かし、在宅障がい児や心身障がい児などを対象に、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実を図る。 ①訪問療育等指導事業 家庭訪問、又は地域を巡回して相談及び指導 ②外来療育等指導事業 施設来所者からの相談及び指導 ③施設等指導事業 特別支援学校や保育所等の職員に対しての技術指導（障がい児（者）の社会福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託により実施）	現状維持
49		児童発達支援センター地域支援機能強化事業	86 108	障がい福祉課	A	施設の有する専門機能を活かし、地域の障がいのある児童やその家族への相談、他の障害児通所支援事業所への援助・助言を行い、地域支援の強化を図る。	現状維持
50		相談支援の充実（計画相談支援、障害児相談支援）		障がい福祉課	D	障害福祉サービス等の利用を希望する場合、障がいのある方や障がいのある児童の保護者に対し総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス等利用計画の作成が必要となるが、その相談支援の充実を図るため指定特定相談支援事業所の設置や相談支援専門員の育成等の働きかけを図る。	拡大
51		発達障がい者支援事業		障がい福祉課	A	保健、福祉、教育など関係機関等の連携による支援体制の構築を図るとともに、効果的な支援を可能とする組織体制を整備する。福島県発達障がい者支援センターをはじめ各関係機関がそれぞれの役割を明確にし、早期発見、早期支援、療育、教育、就業支援などの各施策を推進する。	現状維持
52		特別障害者手当等の支給		障がい福祉課	A	日常生活において特別の介護を必要とする状態にある最重度の障がいのある方に対し、経済的負担を軽減するため手当を支給する。	現状維持
53		人工透析患者通院交通費助成事業		障がい福祉課	A	腎臓機能に障がいのある方が、人工透析のための通院に要する交通費に対し、1ヶ月の通院交通費の総額から4,000円を差し引いた額について、月25,000円を限度に助成する。	現状維持
54		心身障害者扶養共済制度掛金助成事業		障がい福祉課	A	福島県心身障害者扶養共済制度加入者のうち、低所得世帯に属する方に対し、掛金相当額を助成する。	現状維持
55		重度心身障害者福祉金、重度心身障害児童福祉金		障がい福祉課	A	①重度心身障害者福祉金： 在宅の20歳以上の方で、身体障害者手帳1級を所持し日常生活に介護を要する方、又は療育手帳Aを所持している方に対し、年額48,000円を支給 ②重度心身障害児童福祉金： 在宅の3歳以上20歳未満で、心身の障がいのために常に介護を必要とする児童、又は身体障害者手帳2級以上か療育手帳Aを所持している児童を、養育している方に対し年額48,000円を支給	現状維持
56		在宅重度障害者医療器材等給付事業		障がい福祉課	A	在宅の重度身体障がい者に対して治療・予防のため日常生活に必要な医療器材等を給付する。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
57	意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備	福祉機器の展示		障がい福祉課	A	いわきサン・アビリティーズにおいて福祉用具の展示を行う。	維持現
58		重度身体障害者福祉電話料の助成		障がい福祉課	A	電話を保有しない低所得世帯に属する重度身体障がい者に対し電話等を貸与し、基本料金及び通話料の一部を助成する。	維持現
59		自動車改造・操作訓練費補助		障がい福祉課	A	・（改造）重度の身体障がい者のうち、上肢、下肢又は体幹機能に障害のある方が、仕事などのために自動車を取得し、その自動車を改造した場合、改造に要した経費の一部について100,000円を上限として補助する。 ・（操作訓練）身体障がい者のうち下肢機能、体幹機能又は聴覚機能に障がいのある方が自動車運転免許を取得した場合、その取得のために要した経費の一部について100,000円を上限として補助する。	維持現
60		重度心身障害者交通費助成事業		障がい福祉課	A	在宅の低所得者の重度障害者が外出する際の交通費として年額12,000円の交通費を支給する。	維持現
61		身体障害者奨学資金支給事業		障がい福祉課	A	身体障害者に対し奨学資金を支給することにより、その修学を助成し、自立更生の助長を図る。	維持現
62		認知症初期集中支援チーム	90 94	地域包括ケア推進課	C	40歳以上で、在宅で生活をしており、かつ認知症が疑われる方又は認知症の方で、医療サービス、介護サービスを利用していない方又は、医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している方に対し、認知症の専門職が訪問・観察・評価し概ね6ヶ月間の包括的・集中的な支援を行い、医療・介護サービス等のケアの流れに乗せて自立生活をサポートしていく。	維持現
63		オレンジカフェ以和貴	83	地域包括ケア推進課	B	認知症の方とその家族、地域の方が気軽に立ち寄れるカフェスタイルの交流の場を創出し、家族介護者同士のピアサポートや、専門職による相談、地域の方へ認知症の正しい知識の普及啓発を行う。	維持現
64		住民支え合い活動づくり事業	63 83	地域包括ケア推進課	D	住民支え合い活動を支援する生活支援コーディネーターを配置し、地域における現状と課題を共有する場である協議体を設置することで、多様な主体による生活支援サービスの創出や地域資源の開発などの地域づくりを進める。	拡大
65		ミーティングセンター	58 94	地域包括ケア推進課	B	認知症当事者と家族がともに参加し、①当事者の希望に基づく主体的なアクティビティの実施や当事者同士が語り合う本人支援、②家族同士が専門家等と語り合うことで、心理的支援と情報提供などの教育的支援を行う家族支援、③当事者と家族がともに活動する時間を設け、他の家族や地域との交流を行う一体的支援、を一連の活動をして行うプログラムを実施する。 また当事者や家族の日常生活での想いや暮らしやすい地域の在り方などについて語り合った内容を、当事者の意見として地域に発信していく場とする。	維持現
66		緊急通報システムの導入促進	104	高齢福祉課	B	一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、在宅重度障がい者に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病などの緊急時に連絡手段を確保し、迅速かつ適切な対応を図ることによって、不安感や孤独感の解消を図る。また、平成26年度より老人福祉電話貸与事業を本事業に統合し、電話加入権を保有しない一人暮らし高齢者等で緊急通報システム事業の利用を希望する方に対し、電話加入権の貸与を行うものである。	維持現

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
67	意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備	寝具乾燥消毒サービス事業		高齢福祉課	B	在宅の高齢者及び身体障がい者などで寝具類の衛生管理が困難な方に対し、寝具類の丸洗い乾燥消毒を実施する。	維持現状
68		福島県特定医療費支給認定事業	92 96	保健所地域保健課	A	難病法で定める348の指定難病について、原因の究明や治療方法の確立に向けた研究を行なうとともに、医療費の自己負担分（保険診療分）の一部を助成することで、対象患者の経済的な負担の軽減を図る。	維持現状
69		特定疾患患者支援	92 96	保健所地域保健課	B	地域の医療機関・福祉関係機関等の連携の下に、ケアカンファレンス・医療相談会・研修会の開催・保健師等による家庭訪問などの療養支援体制の整備を図ることで、難病の方等の不安の軽減を図る。	維持現状
70		小児慢性特定疾病医療費事業		こども家庭課	B	小児慢性特定疾病児童等について、その医療費の一部を公費負担し、小児慢性特定疾病児童等の家庭の医療費の負担軽減を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び福祉の向上を図る。	維持現状
71	障がい福祉サービス等の充実	障害福祉サービス等の整備促進		障がい福祉課	A	障がいのある方一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。	維持現状
72		補装具給付事業		障がい福祉課	A	身体障がい者（児）の身体機能を補完又は代替する補装具の購入、貸与及び修理に要した費用の額（基準額）から利用者負担額（原則1割）を控除した額を支給する。	維持現状
73		日常生活用具給付事業		障がい福祉課	A	在宅の障がいのある方の日常生活を容易にするため、特殊寝台、便器等の日常生活用具を給付する。	維持現状
74		軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業		障がい福祉課	A	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成する。	維持現状
75		訪問入浴サービス事業		障がい福祉課	A	重度の身体障害者等の在宅生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。	維持現状
76		日中一時支援事業		障がい福祉課	A	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、見守り等の支援を行う。	維持現状
77		移動支援事業の充実		障がい福祉課	A	屋外での移動が困難な障がいのある方等に対し外出のための支援を行う。	維持現状
78		地域活動支援センター事業の実施		障がい福祉課	A	障がいのある方等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がいのある方等の地域生活支援の促進を図る。	維持現状
79		配食サービス事業		障がい福祉課	A	重度の身体障がいにより食事の調理が困難な方に対し、栄養のバランスに考慮した食事を訪問により提供する。	維持現状
80		訪問理美容サービス事業		障がい福祉課	A	外出して理美容サービスを受けることが困難な障がいのある方に対し、理容師又は美容師が自宅を訪問するための経費分の利用券を交付し、理容師又は美容師の訪問による散髪及び洗髪等のサービスを受けることで、衛生管理、精神的リフレッシュ及び生活の質の確保を図る。	維持現状

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
81	障がい福祉サービス等の充実	介護保険サービスの充実		高齢福祉課	A	介護保険対象となる高齢の障がいのある方に対し、高齢者と障がいのある方が同一事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスを含め、十分な福祉サービスが提供されるよう情報提供体制等の整備を図る。	現状維持
82		小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業		こども家庭課	B	他の施策の対象とならない小児慢性特定疾病児に対し、日常生活用具を給付する。	現状維持
83	地域移行及び自立生活への支援の推進	グループホーム家賃補助事業		障がい福祉課	C	グループホーム入居者の経済的負担を軽減し、地域生活移行を推進するため、家賃の一部を助成する。	現状維持
84		地域自立支援協議会（地域生活支援関係）の充実		障がい福祉課	A	障がいのある方の地域生活に係る現状や課題の把握及び整理、障がいのある方の地域生活に係る課題解決に向けてのきめ細やかな検討、その他、障がいのある方の地域生活支援に関することの検討に取り組む。	現状維持
85		障害福祉サービス等の整備促進		障がい福祉課	A	障がいのある方一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。	現状維持
86		地域生活支援体制の強化		障がい福祉課	B	地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等を整備・強化する。	現状維持
87		精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		保健所地域保健課	A	精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携のもとで医療・福祉等の支援を行うという観点から、精神障がいのある入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援体制の構築に向けた協議を進める。	現状維持
88		口腔・栄養ケア推進事業		保健所地域保健課	B	歯科衛生士や栄養士が、食事や栄養、歯、口について悩みがある方等を対象に訪問等を行い、口腔内・栄養状態を調査し、本人及びその家族等へ適切な指導・助言を行うことで、咀嚼機能の維持・向上及び栄養改善を図る。また、市民を対象として生活習慣病を予防し（慢性腎臓病重症化予防を含む）、健康寿命を延伸するため、口腔機能及び栄養状態の維持・向上を図ることを目的に、健康教育等による普及啓発を行う。	現状維持
89		放課後児童クラブの充実		こども政策課	A	放課後、特別支援学級等から帰宅する児童を保育する。	現状維持
90	障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興	住宅セーフティネット推進事業		住まい政策課	C	新たな住宅セーフティネット制度の推進を図るため、令和2年5月に策定した「いわき市賃貸住宅供給促進計画」に基づき、登録住宅の確保及び供給の促進や	拡大
91		スポーツ推進委員の活用促進		スポーツ振興課	D	スポーツに対する市民の理解を高めるとともに、スポーツに係るボランティアの養成などに取り組む。	現状維持
92		障がい者スポーツの推進	62 115	障がい福祉課	A	スポーツに関心のある障がい者が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げる場を設ける	現状維持
93		わいわい塾の開催	62 115	障がい福祉課	C	障がい者が地域住民とともに楽しめる各種レクリエーション等を提供し、障がい者が自主的に外出するきっかけを作るとともに、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がい者とボランティアの相互理解を深める。	現状維持
94		パラスポーツ体験教室の開催		障がい福祉課	A	各障がい者手帳の保持者または各障がい者スポーツに興味のある市民が、パラスポーツを体験出来る教室を開催する。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
95	障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興	障がい者週間記念事業		障がい福祉課	A	障害者基本法に定める「障害者週間」を記念して、障がいのある方が作成した絵画や手芸品等の展示、障がい者施設を紹介したパネルの展示等を行う。	現状維持
96		障がい者サークル活動の支援		生涯学習課	B	障がいのある方の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行う。	現状維持
97	コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実	奉仕員養成講習会の開催	59 62	障がい福祉課	A	【講習会一覧】 ①手話講習会 ②要約筆記者養成講習会 ③点訳者養成講習会 ④音訳奉仕者養成講習会 ⑤手話通訳者養成講習会	拡大
98		手話通訳者等の派遣の促進		障がい福祉課	A	地域における聴覚障がい者のニーズに応じた手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行う意思疎通支援事業の適正な運用を促進する。	拡大
99		点字指導員の派遣事業		障がい福祉課	C	点字学習を希望する中途失明者に対して点字指導員を派遣する。	現状維持
100		聴覚障害者緊急連絡事業		障がい福祉課	A	障がい福祉課、地区保健福祉センターに緊急通報用のFAXを設置する。	現状維持
101		Net119緊急通報システム		消防本部指令課	C	スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスすることで、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるよう緊急時の通報体制を確保する。	拡大
102	情報アクセシビリティの向上	市政に関する情報提供の充実		広報広聴課	A	「広報いわき」の点字版・音声版を作成し、希望者へ配布する。また、市ホームページにおいては、音声読み上げソフトを標準採用するとともに、障がい者に配慮したウェブアクセシビリティ（JIS X 8341-3:2016）に準拠したシステムにより市政情報を発信する。	現状維持
103		障がい者の防災意識の高揚		災害対策課	B	防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立する。市ホームページ、「広報いわき」、出前講座などによる情報発信や各地域での防災訓練を通して、障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進を図り、協力体制を確立する。	現状維持
104		視覚障がい者に対する情報支援		障がい福祉課	B	点字プリンタの設置や音声コードの普及により、点字や音声化による情報の伝達手段を拡大し、視覚障がい者に対する情報支援の充実を図る。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
105	情報アクセシビリティの向上	市議会の活動状況に関する情報提供の充実		議会事務局総務議事課	A	いわき市議会だより「ほうれんそう」の点字版・音声版を作成し、市議会活動状況を理解してもらうとともに、視覚障がい者の社会参加と日常生活の促進を図る。	現状維持
106		図書館サービスの充実（資料及び情報の収集・提供）		いわき総合図書館	B	視覚障がい者のための、録音図書製作ボランティアの育成及び対面朗読者の活動の推進。	現状維持
107		いわき市電子図書館（電子書籍貸出サービス）事業		いわき総合図書館	A	図書館へ来館することなく、パソコンやスマートフォンの端末から電子図書館の専用サイトに接続し、デジタル化された書籍の検索、貸出、返却ができ、「文字サイズの拡大機能」や「音声読み上げ機能」により、障がいのある方にもアクセシブルな読書環境を提供する。	現状維持
108		図書館サービスの充実（やさしい利用案内の発行・コミュニケーションボードの作成）		いわき総合図書館	A	障がいのある方や高齢者、子ども等、誰でも分かるやさしい言葉とピクトグラムで図書館の利用方法等を表記した「やさしい利用案内」を発行。総合図書館内への配置や、市内の支援学校の児童等が見学に訪れた際に配布し活用する。また、ピクトグラムで表記したコミュニケーションボードを作成し、カウンターで活用する。	現状維持
109		移動図書館車の巡回		いわき総合図書館	A	読書バリアフリー法を踏まえ、図書館への来館が困難な障がいのある方や高齢者等が入所している施設などに対し、移動図書館車による巡回図書館サービスを提供する。	現状維持
110	地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化	いわき見守りあんしんネット		保健福祉課	B	市内の事業者等に「いわき見守りあんしんネット連絡会」に参加してもらい、加盟する事業者等の日常業務を通じての見守り・声かけ活動と高齢者等の異変を発見した場合には、地区保健福祉センターまたは地域包括支援センター、障がい者相談支援センターへ連絡してもらい、速やかな情報共有を図る。	現状維持
111		地域自立支援協議会（地域生活支援関係）の充実		障がい福祉課	A	障がいのある方の地域生活に係る現状や課題の把握及び整理、障がいのある方の地域生活に係る課題解決に向けてのきめ細やかな検討、その他、障がいのある方の地域生活に関することの検討に取り組む。	その他
112		相談支援体制の充実・強化		障がい福祉課	B	①いわき市地域自立支援協議会においてライフステージに応じた相談支援体制の充実と保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関との連携強化等について協議し、本人中心の生活支援の充実・強化を図る。 ②生活における様々な不安の解消に向け、いわき障がい者相談支援センターやいわき基幹相談支援センター等の相談窓口について、引き続き広く周知すること、更なる活用の促進を図る。	拡大
113		地域生活支援体制の強化		障がい福祉課	B	地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等を整備・強化する。	維持現状
114		住民支え合い活動づくり事業	63 71	地域包括ケア推進課	D	住民支え合い活動を支援する生活支援コーディネーターを配置し、地域における現状と課題を共有する場である協議体を設置することで、多様な主体による生活支援サービスの創出や地域資源の開発などの地域づくりを進める。	拡大
115		オレンジカフェ以和貴	71	地域包括ケア推進課	B	認知症の方とその家族、地域の方が気軽に立ち寄れるカフェスタイルの交流の場を創出し、家族介護者同士のピアサポートや、専門職による相談、地域の方へ認知症の正しい知識の普及啓発を行う。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
Ⅲ保健・医療							
116	障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実	障がい児(者)地域療育等支援事業	69 108	障がい福祉課	A	障がい児施設の専門的機能を活かし、在宅障がい児や心身障がい児などを対象に、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実を図る。 ①訪問療育等指導事業 家庭訪問、又は地域を巡回して相談及び指導 ②外来療育等指導事業 施設来所者からの相談及び指導 ③施設等指導事業 特別支援学校や保育所等の職員に対しての技術指導（障がい児（者）の社会福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託により実施）	現状維持
117		地域自立支援協議会（児童・療育関係）の充実		障がい福祉課	B	保健、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し相談体制の充実を図るとともに、障がいのある方やその家族に適切な情報と専門機関の紹介を行い、必要な療育や支援を受けられる体制の充実を図る。関係機関等と連携し療育体制の充実に向けた検討に取り組む。	現状維持
118		いわきサポートブックの活用促進		障がい福祉課	A	支援を必要とする子どもについて、発育、発達の様子や特性など、関係機関等で支援内容について情報共有し、切れ目のない支援を実施していくためのツールとして「いわきサポートブック」の活用促進を図る。	現状維持
119	障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実	児童発達支援センター地域支援機能強化事業	69 108	障がい福祉課	A	施設の有する専門機能を活かし、地域の障がいのある児童やその家族への相談、他の障害児通所支援事業所への援助・助言を行い、地域支援の強化を図る。	現状維持
120		いわきっ子健やか訪問事業・乳幼児訪問指導事業		こども家庭課	A	①いわきっ子健やか訪問事業：保健師・助産師が家庭訪問を行い、妊娠・産後の経過に応じた保健指導を実施するとともに育児が円滑に行えるよう、産後うつや子どもの虐待防止も視野に入れた保健指導を実施する ②乳幼児健康診査等の結果、訪問による支援が必要となった者を対象に、家庭訪問により育児支援を行う	現状維持
121		乳幼児健康診査事業		こども家庭課	A	発達の節目の時期に、発育発達の評価、疾病の早期発見・早期対応、育児や生活習慣等への保健指導を行い、健康の保持増進を図る。	現状維持
122		先天性代謝異常等検査事業		こども家庭課	A	新生児に対し、先天性代謝異常及び内分泌疾患の早期発見のために採血検査を行い、その結果陽性者等が出た場合、精密検査の勧奨及び保健指導を行う。	現状維持
123		母子健康相談事業		こども家庭課	A	総合保健福祉センター、市民会館、公民館等を会場に、個々の乳幼児の状況に応じ、成長発達を確認するとともに、育児に関する個別相談（保健師、栄養士、歯科衛生士、心理士）に応じる。また、健診の事後フォローの必要な児に対する経過観察の場として、ケースに応じた相談や育児指導を行う。	現状維持
124		未熟児養育医療給付事業		こども家庭課	B	指定養育医療機関での入院養育に係る医療費について、一部公費負担する。	現状維持
125		新生児聴覚検査支援事業		こども家庭課	A	聴覚障がいを早期に発見し、早い段階で適切な療育を受けられるようにする。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
126	障がいの早期発見・ 早期療育体制の一層 の充実	養育支援訪問事業		こども家庭課	A	妊娠届出、出産通知書、ハイリスク妊産婦連絡票、いわきっ子健やか訪問事業、乳幼児健診結果等から養育支援が必要と認められる家庭において、訪問による相談、指導、助言その他必要な支援を行う。	現状維持
127		発達障がい児等ペアレントトレーニング事業		子育てサポートセンター	A	行動療法の考え方にに基づき、保護者が子どもへの対応技術を学ぶ。1グループ5～8人、全5回+フォローアップセッション2回。 ①講義「子どもの特性と対応方法についての具体的な助言」 ②ワーク（ロールプレイ等） ③保護者間での意見交換 ④関係機関との連携に関する助言	現状維持
128		発音とことばの相談会		子育てサポートセンター	A	構音検査・発達検査を実施し、発達の確認と今後の関わりについて助言。必要な児については、医療・訓練・療育・教育等の専門機関との連携を図る。	維持現状
129		発達支援おやこ教室		子育てサポートセンター	A	乳幼児健康診査等から経過観察が必要と判断された児を対象に、遊びや活動を提供することで、児の発達を促すとともに、保護者が児の発達を理解し適切な関わりができるよう支援する。	統合
130		園児のためのこども発達相談会		子育てサポートセンター	A	発達等の専門相談員により、発達、発育が気になる児の相談を行う。	維持現状
131		発達支援あそびの広場		子育てサポートセンター	A	交流スペースの開放により児の発達面に不安のある保護者同士が交流し、情報交換や日頃の不安等を話し合う場の提供、及び育児相談を行う。	統合
132	障がいの早期発見・ 早期療育体制の一層 の充実	発達学習会	58 109	子育てサポートセンター	A	児の発達、発育に不安を抱える保護者等を対象に、講演会を実施する。	維持現状
133		乳幼児発達医療相談会		子育てサポートセンター	A	心身の発育・発達に問題があり、将来、運動・精神発達面等において、障がいをきたす恐れのある児を対象に、児童精神科医・小児科医・理学療法士・心理判定員等による専門相談を行い、発達の確認や今後の関わり方について支援し、健全な発達を促す。必要なケースについては、医療・訓練・療育・教育等の専門機関との連携を図る。	現状維持
134		ピアベビークラス		子育てサポートセンター	A	低出生体重児の発育や発達、養育上の悩みを抱えている親の不安軽減と子どもの健全な育成のため「親同士の情報交換や交流」、「身体計測、育児講話」、「音楽を使ったおやこ遊び」、「ベビーマッサージ」等を実施。	その他
135		子育て応援プログラム 「子育てスキル講座」		子育てサポートセンター	B	1グループ10名程度、年3回実施。次年度フォローアップセッションを行う。 ①講義：保護者の行動と子どもの行動を客観的に捉えるための具体的助言、成長・発達を促すための具体的助言 ②グループワーク ③保護者間の意見交換・学びの振り返り	廃止（休止）
136		訪問支援		子育てサポートセンター	A	保健師・心理判定員・保育士等が、家庭・就園先・医療機関等を訪問し、個々に応じた生活支援、発達支援等を行う。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
137	障がいの原因となる 疾病等の予防	高齢者に対する介護予防事業		地域包括ケア推進課	C	①いわき市シルバーリハビリ体操指導士の養成や実践組織、既存事業等への指導士派遣 ②認知症サポーターの養成 ③介護予防（運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上・認知症・権利擁護等）に関する各種講演会の開催やパンフレット等の配布 ④地域における住民主体の介護予防活動を拡大するため、つどいの場の立ち上げや運営を支援	現状維持
138		いきいきシニアボランティアポイント事業		地域包括ケア推進課	C	市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元する。	現状維持
139		認知症初期集中支援チーム	70 94	地域包括ケア推進課	C	40歳以上で、在宅で生活をしており、かつ認知症が疑われる方又は認知症の方で、医療サービス、介護サービスを利用していない方又は、医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している方に対し、認知症の専門職が訪問・観察・評価し概ね6ヶ月間の包括的・集中的な支援を行い、医療・介護サービス等のケアの流れに乗せて自立生活をサポートしていく。	現状維持
140		国保重症化予防事業		健康づくり推進課	B	国保特定健診結果の血糖・腎機能・血圧値や治療状況により、医療機関と連携し、未受診者・治療中断者への受診勧奨及び重症化予防のための保健指導を実施する。	現状維持
141		健康増進法に基づく保健事業		健康づくり推進課	B	①健康診査や医療の記録のために健康手帳を交付する（原則各自ダウンロードする形だが、印刷不可能な方には交付） ②健康に関する知識の普及のために健康教育を実施する ③心身の健康に関する健康相談を実施する ④生活習慣病予防のための健康診査及び各種がん検診等を実施する ⑤訪問指導事業を実施する	現状維持
142	リハビリテーション と医療の充実	重度心身障害者医療費給付事業		保健福祉課	B	重度心身障害者を対象として健康保険法等に定める一部負担金（保険診療分入院費・外来費）を給付する。	現状維持
143		自立支援医療給付事業（更生医療）		障がい福祉課	A	障がいのある方に対し、自立支援医療受給者証（更生医療）を交付する。指定医療機関において原則1割の自己負担で医療の提供を行う。	現状維持
144		障がい者歯科診療事業		保健所総務課	A	市総合保健福祉センター内の「いわき市休日救急歯科診療所」において毎月第1・第3水曜日及び毎週木曜日に一般の歯科診療所では通院治療が困難な障がい者を対象に歯科診療を行う。	現状維持
145		福島県特定医療費支給認定事業	71 96	保健所地域保健課	A	難病法で定める348の指定難病について、原因の究明や治療方法の確立に向けた研究を行なうとともに、医療費の自己負担分（保険診療分）の一部を助成することで、対象患者の経済的な負担の軽減を図る。	現状維持
146		特定疾患患者支援	71 96	保健所地域保健課	B	地域の医療機関・福祉関係機関等の連携の下に、ケアカンファレンス・医療相談会・研修会の開催・保健師等による家庭訪問などの療養支援体制の整備を図ることで、難病の方等の不安の軽減を図る。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
147	リハビリテーション と医療の充実	自立支援医療給付事業 (精神通院医療)		保健所地域保健課	A	精神疾患の治療上必要と認められる医療を受けている方に対し、医療費の自己負担分の一部を助成することで、経済的な負担の軽減を図る。	維持現 持状
148		小児慢性特定疾病医療 費事業		こども家庭課	B	小児慢性特定疾病児童等について、その医療費の一部を公費負担し、小児慢性特定疾病児童等の家庭の医療費の負担軽減を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び福祉の向上を図る。	維持現 持状 維
149		自立支援医療給付事業 (育成医療)		こども家庭課	A	身体に障がいがある児童に対し、現在の状態をそのままにすると身体に障がいを残すと認められる場合に、当該障がいを除去又は機能改善するために必要な医療費の一部を公費負担し、医療費の負担軽減を図る。	維持現 持状 維
150		長期療養児支援事業		子育てサポートセンター	A	小児慢性特定疾患や養育医療申請窓口、地区保健福祉センター等で対象児を把握し、講師による講話及び交流会を実施する。	維持現 持状
151	精神保健福祉の推進	若年性認知症の啓発		障がい福祉課	C	65歳未満で発症する若年性認知症については、働き盛りの世代で発症し、本人や家族の生活に大きな影響があるため、早期発見と早期対応が必要なことから、症状や相談窓口などについてリーフレット等による普及・啓発を図る。	維持現 持状 維
152		認知症初期集中支援 チーム	70 90	地域包括ケア推進課	C	40歳以上で、在宅で生活をしており、かつ認知症が疑われる方又は認知症の方で、医療サービス、介護サービスを利用していない方又は、医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している方に対し、認知症の専門職が訪問・観察・評価し概ね6ヶ月間の包括的・集中的な支援を行い、医療・介護サービス等のケアの流れに乗せて自立生活をサポートしていく。	維持現 持状 維
153		ミーティングセンター	58 94	地域包括ケア推進課	B	認知症当事者と家族がともに参加し、①当事者の希望に基づく主体的なアクティビティの実施や当事者同士が語り合う本人支援、②家族同士が専門家等と語り合うことで、心理的支援と情報提供などの教育的支援を行う家族支援、③当事者と家族がともに活動する時間を設け、他の家族や地域との交流を行う一体的支援、を一連の活動として行うプログラムを実施する。 また当事者や家族の日常生活での想いや暮らしやすい地域の在り方などについて語り合った内容を、当事者の意見として地域に発信していく場とする。	維持現 持状 維
154		精神障がい者保健福祉 関連組織の育成		保健所地域保健課	A	当事者会・家族会等に対し、研修会の開催及び組織運営等に関する側面的支援を行う。	維持現 持状
155		精神障がいに対する正 しい知識の普及啓発	58	保健所地域保健課	A	市民精神保健福祉講座や健康教育などを通して、こころの健康づくりや精神疾患及び精神障がいに関する正しい知識の普及啓発を図る。	維持現 持状 維
156		精神保健福祉相談事業		保健所地域保健課	A	様々な背景から心の問題に悩みをもつ方や家族に対し、精神科医師・心理士による予約制の定期相談会を市内2か所で開催するほか、随時来所や電話等での相談を実施。家庭への訪問指導を通し、当事者支援のみならず、家族全員の健康の保持増進を支援する。	維持現 持状 維
157		精神保健福祉関係職員 研修		保健所地域保健課	A	精神保健福祉関係職員等の更なる資質向上のため、精神所外のある方の理解と対応に係る研修会を開催し、精神障がいのある方の退院促進や地域定着・以降に向けた取り組みを推進する。	維持現 持状 維

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
158	精神保健福祉の推進	自殺対策に係る普及啓発		保健所地域保健課	A	自殺予防講演会、自殺対策啓発動画の配信や自殺予防街頭キャンペーン等により、こころの健康づくりや自殺に関する正しい知識、相談窓口等の普及啓発を図る。	現状維持
159		ゲートキーパー養成講座		保健所地域保健課	A	市民一人一人がゲートキーパーを知り、身近な人への自殺予防の理解が進むよう、対象に合わせた講座を開催し、地域における自殺対策を支える人材の育成を図る。	現状維持
160		ひきこもり対策事業		保健所地域保健課	B	ひきこもりに関する正しい知識や相談窓口、社会資源の普及啓発を図り、本人や家族の不安の軽減を図ることを目的に、専門相談、当事者会、家族教室、アウトリーチ事業、講演会、サポーター養成講座などを開催する。	現状維持
161		精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		保健所地域保健課	A	精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携のもとで医療・福祉等の支援を行うという観点から、精神障がいのある入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援体制の構築に向けた協議を進める。	現状維持
162	難病の方に関する地域保健事業の充実	特定疾患患者支援	71 92	保健所地域保健課	B	地域の医療機関・福祉関係機関等の連携の下に、ケアカンファレンス・医療相談会・研修会の開催・保健師等による家庭訪問などの療養支援体制の整備を図ることで、難病の方等の不安の軽減を図る。	現状維持
163		福島県特定医療費支給認定事業	71 92	保健所地域保健課	A	難病法で定める341の指定難病について、原因の究明や治療方法の確立に向けた研究を行なうとともに、医療費の自己負担分（保険診療分）の一部を助成することで、対象患者の経済的な負担の軽減を図る。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
IV生活環境							
164	住宅、建築物等のバリアフリー化の推進	公共施設等の環境整備(庁舎)		総務課	B	オストメイトに対応したトイレをはじめ、障がい者用駐車場、手すり、カウンター等の整備など障がい者のニーズを踏まえた整備に努める。	維持現
165		聴覚障害者緊急連絡事業		障がい福祉課	A	障がい福祉課、地区保健福祉センターに緊急通報用のFAXを設置する。	維持現
166		障がい者・高齢者等住宅改修相談等事業		障がい福祉課高齢福祉課	A	高齢者等の在宅生活を支援するため、保健・医療・福祉及び建築分野の専門家が連携し、チームとして住宅改造に関する相談を受ける。	維持現
167		障がい者・高齢者等住宅リフォーム給付事業		障がい福祉課高齢福祉課	A	リフォームヘルパーによる現地調査のうえ、住宅の改良工事が必要と認められる場合に、住宅改造費用の給付を行う。	維持現
168		道路の安全対策		建築事業課	C	歩車道分離を図り、交通事故を防止し、障がい者にとっても安全かつ快適な状態で通行できるよう道路環境の整備を図る。	維持現
169		公園等の整備		観光振興課	A	公衆トイレの建設の際には、障がいの有無、年齢、性別等に係らず、多様な人々が利用することができる多目的トイレを設置する。	維持現
170		公園等の整備		公園緑地課	B	都市公園における、階段のスロープ化や手すりの設置、多目的トイレの整備等。	維持現
171		図書館サービスの充実(利用者のための環境整備)		いわき総合図書館	A	身体的な障がいのある方にも、図書館を利用していただくため、ユニバーサルデザインに基づき、車いすでも利用しやすい検索機や閲覧席、AVブースを設置する。また、館内での読書を補助するため、老眼鏡やルーペ、拡大読書器、車いす等を設置する。	維持現
172	地域における暮らしの場の確保	グループホーム等の整備拡充		障がい福祉課	C	社会福祉法人や病院と連携し、グループホームの整備を働きかけ、必要な支援を行う。	維持現
173		住宅セーフティネット推進事業		住まい政策課	C	新たな住宅セーフティネット制度の推進を図るため、令和2年5月に策定した「いわき市賃貸住宅供給促進計画」に基づき、登録住宅の確保及び供給の促進や住宅確保要配慮者等への経済的支援、居住支援体制の構築等に向けた検討を行う。	拡大
174	施設等における安全体制の確保	障がい者の防災意識の高揚		災害対策課	B	防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立する。市ホームページ、「広報いわき」、出前講座などによる情報発信や各地域での防災訓練を通して、障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進を図り、協力体制を確立する。	維持現
175		土砂災害警戒区域総括図作成事業		災害対策課	B	土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を図示し、水防時に各地区水防部において市民の生命及び身体を保護する避難活動が円滑にできるように総括図を作成し、指定の追加・解除・変更等がされたときはこれを加除修正する。	維持現

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
176	施設等における安全体制の確保	防災マップ作成事業		災害対策課	B	災害の危険が及ぶことが想定される地域や避難所や避難場所の位置など災害に関する情報をあらかじめ周知し、災害時の円滑な避難行動に資するため災害対策基本法第49条の9に基づき市町村が作成する。 本市においては、自宅や職場などにどのような災害のリスクがあるか一目でわかるよう、河川洪水、津波浸水、土砂災害に関する災害情報や避難所や避難場所などの情報を地区ごとにまとめ、図面に表示している。	現状維持
177		津波ハザードマップ作成事業		災害対策課	C	津波浸水リスクの周知及び円滑な避難行動に資するため、県が解析し指定する「津波浸水想定区域」を基に、災害対策基本法第49条の9に基づき市町村が作成する。	現状維持
178		内水ハザードマップ作成事業		下水道事業課	C	被害の軽減を図ることを目的として、大雨時に下水道などの排水施設の能力を超える降雨が発生した場合、想定される浸水区域や水深などの浸水に関する情報のほか、大雨に備えるための情報をまとめたマップであり、水防法第14条の2の規定に基づく雨水出水想定区域に基づき作成する。	現状維持
179		河川洪水ハザードマップ作成事業		土木政策課河川政策担当	B	河川の氾濫等の水害時における被害の軽減を図ることを目的として、浸水情報・避難情報等の緊急時に必要な情報をわかりやすく図面に表示したもので、県が解析し指定する「浸水想定区域」を基に、水防法第15条第3項に基づき市町村が作成する。	現状維持
180	災害発生時における安全体制の確保	自主防災組織との連携強化		災害対策課	B	避難行動要支援者の避難誘導及び通報体制の整備に努める。安否確認の体制や避難所の運営、個別ニーズへの対応などの検討を進める。	維持状況
181		防災行政無線整備事業（防災ラジオ整備）		災害対策課	B	緊急時に防災情報等を迅速かつ的確に伝達し、避難行動要支援者の避難支援につなげるため、自主防災組織や民生児童委員等に防災ラジオを無償で貸与し、防災の一助として活用する。	維持状況
182		避難行動要支援者避難支援事業		災害対策課	B	避難行動要支援者の効果的な避難支援を行うため、地域の自主防災組織及び消防団等に避難行動要支援者（同意取得者）名簿を提供し、地域全体で要援護者を支援する仕組みを構築する。安否確認の体制や避難所の運営、個別ニーズへの対応などの検討を進める。	現状維持
183		避難行動要支援者避難支援事業		保健福祉課	B	在宅で生活する方で災害時に自力での情報収集が難しく、避難にあたって特に支援が必要な方（避難行動要支援者）が、災害時等における支援を地域のなかで受けられ、安全安心に暮らすことができるようにするため、避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画の作成を行い、同意を得られた方については、名簿情報を行政と消防団、自主防災組織、民生児童委員等が共有することによって、災害が発生した際に、要支援者の避難支援を早急に行うことができる体制を構築する。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
184	災害発生時における安全体制の確保	聴覚障害者緊急連絡事業		障がい福祉課	A	障がい福祉課、地区保健福祉センターに緊急通報用のFAXを設置する。	維持現状
185		緊急通報システムの導入促進	71	高齢福祉課	B	一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、在宅重度障がい者に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病などの緊急時に連絡手段を確保し、迅速かつ適切な対応を図ることによって、不安感や孤独感の解消を図る。また、平成26年度より老人福祉電話貸与事業を本事業に統合し、電話加入権を保有しない一人暮らし高齢者等で緊急通報システム事業の利用を希望する方に対し、電話加入権の貸与を行うものである。	維持現状
186		救急医療情報キットの配布事業		地域包括ケア推進課	C	重度障がい者、要介護状態の高齢者等の避難行動要支援者及びそれに準ずる方を対象に、かかりつけ医や持病、服薬の状況、緊急連絡先など、緊急時に必要な情報を保管するための「救急医療情報キット」を配布し、情報をキットに封入し冷蔵庫に保管することで、救急隊が迅速に本人の医療情報等を取得できるようにする。	維持現状
187		Net119緊急通報システム		消防本部指令課	C	スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスすることで、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるよう緊急時の通報体制を確保する。	拡大
188	地域における日ごろの防災、防犯体制の推進	防災行政無線整備事業（防災ラジオ整備）		災害対策課	B	緊急時に防災情報等を迅速かつ的確に伝達し、避難行動要支援者の避難支援につなげるため、自主防災組織や民生児童委員等に防災ラジオを無償で貸与し、防災の一助として活用する。	維持現状
189		障がい者の防災意識の高揚		災害対策課	B	防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立する。市ホームページ、「広報いわき」、出前講座などによる情報発信や各地域での防災訓練を通して、障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進を図り、協力体制を確立する。	維持現状
190		土砂災害警戒区域総括図作成事業		災害対策課	B	土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を図示し、水防時に各地区水防部において市民の生命及び身体を保護する避難活動が円滑にできるように総括図を作成し、指定の追加・解除・変更等がされたときはこれを加除修正する。	維持現状
191		防災マップ作成事業		災害対策課	B	災害の危険が及ぶことが想定される地域や避難所や避難場所の位置など災害に関する情報をあらかじめ周知し、災害時の円滑な避難行動に資するため災害対策基本法第49条の9に基づき市町村が作成する。 本市においては、自宅や職場などにどのような災害のリスクがあるか一目でわかるよう、河川洪水、津波浸水、土砂災害に関する災害情報や避難所や避難場所などの情報を地区ごとにまとめ、図面に表示している。	維持現状

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
192	地域における日ごろの防災、防犯体制の推進	津波ハザードマップ作成事業		災害対策課	C	津波浸水リスクの周知及び円滑な避難行動に資するため、県が解析し指定する「津波浸水想定区域」を基に、災害対策基本法第49条の9に基づき市町村が作成する。	現状維持
193		消費者教育推進事業		消費生活センター	B	平成27年度に策定した、いわき市消費者教育推進計画（消費者あんしんサポートプラン）に基づき、幼児期から高齢期までの各ライフステージの特性に応じ、学校、地域、家庭や職域等の様々な場において消費者教育を受ける機会を創出する。	現状維持
194		内水ハザードマップ作成事業		下水道事業課	C	被害の軽減を図ることを目的として、大雨時に下水道などの排水施設の能力を超える降雨が発生した場合、想定される浸水区域や水深などの浸水に関する情報のほか、大雨に備えるための情報をまとめたマップであり、水防法第14条の2の規定に基づく雨水出水想定区域に基づき作成する。	現状維持
195		いわき見守りあんしんネット		保健福祉課	B	市内の事業者等に「いわき見守りあんしんネット連絡会」に参加してもらい、加盟する事業者等の日常業務を通じての見守り・声かけ活動と高齢者等の異変を発見した場合には、地区保健福祉センターまたは地域包括支援センター、障がい者相談支援センターへ連絡してもらい、速やかな情報共有を図る。	現状維持
196		河川洪水ハザードマップ作成事業		土木政策課河川政策担当	B	河川の氾濫等の水害時における被害の軽減を図ることを目的として、浸水情報・避難情報等の緊急時に必要な情報をわかりやすく図面に表示したもので、県が解析し指定する「浸水想定区域」を基に、水防法第15条第3項に基づき市町村が作成する。	現状維持
197		住宅用火災警報器の取付け支援事業		消防本部予防課	B	住宅用火災警報器の設置が困難である世帯を対象に、消防職員が条例の規定に沿った箇所へ、取り付けの支援をする事業。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
Ⅴ教育・育成							
198	一貫した療育支援体制の充実	児童発達支援センター 地域支援機能強化事業	69 86	障がい福祉課	A	施設の有する専門機能を活かし、地域の障がいのある児童やその家族への相談、他の障害児通所支援事業所への援助・助言を行い、地域支援の強化を図る。	現状維持
199		障がい児(者)地域療育等支援事業	69 86	障がい福祉課	A	障がい児施設の専門的機能を活かし、在宅障がい児や心身障がい児などを対象に、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実を図る。 ①訪問療育等指導事業 家庭訪問、又は地域を巡回して相談及び指導 ②外来療育等指導事業 施設来所者からの相談及び指導 ③施設等指導事業 特別支援学校や保育所等の職員に対しての技術指導（障がい児（者）の社会福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託により実施）	現状維持
200		地域自立支援協議会（児童・療育関係）の充実		障がい福祉課	B	保健、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し相談体制の充実を図るとともに、障がいのある方やその家族に適切な情報と専門機関の紹介を行い、必要な療育や支援を受けられる体制の充実を図る。関係機関等と連携し療育体制の充実に向けた検討に取り組む。	現状維持
201		いわきサポートブックの活用促進		障がい福祉課	A	支援を必要とする子どもについて、発育、発達の様子や特性など、関係機関等で支援内容について情報共有し、切れ目のない支援を実施していくためのツールとして「いわきサポートブック」の活用促進を図る。	現状維持
202		幼稚園や保育所における障がい児の受入体制の整備		保育・幼稚園課	A	老朽化した施設や設備の維持補修をはじめ、出入口等のスロープ化や段差解消、トイレの洋式化等を実施する。	維持現状
203		保育士の一層の充実		保育・幼稚園課	A	適切な保育指導を行うため、担当職員の配置等の充実を図る。「いわき市立保育所における保育士配置基準」に基づき、障がい児保育に従事する保育士の加配を実施する。	現状維持
204		発達学習会	58 87	子育てサポートセンター	A	児の発達、発育に不安を抱える保護者等を対象に、講演会を実施する。	維持現状
205		障害児保育判定事業		子育てサポートセンター	B	介護度判定、障がい児保育に関する指導助言、障がいのある児童の保護者に対する育児相談を行う。	維持現状
206	一貫した療育支援体制の充実	いわきっ子入学支援（保幼小連携）システム運用事業		子育てサポートセンター	B	就学前後の一貫した支援のため、療育・相談等の情報を切れ目なく就学先に伝達する「いわきっ子入学支援シート」「いわきっ子入学支援会議」、支援情報を受け取る側への支援「子どもの理解と対応を促進するためのサポート体制の充実」について関係機関と連携しながらとりくむ。また関係機関と本システムの運用が充実したものになるよう、こども発達支援連絡会議の中でシステムのモニタリングや課題の検討を行う。	現状維持
207		こども発達支援連絡会議の開催		子育てサポートセンター	B	こども発達支援及び相談に係るネットワークの構築及び運営、切れ目ない一貫した発達支援体制の構築を図る。	維持現状

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
208	障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成	障がい児保育事業の充実		保育・幼稚園課	A	障がい児保育に従事する職員等を対象として、適切な保育指導を行うための研修を充実し、当該職員だけでなく園全体の資質の向上を図る。	拡大
209		社会体験研修		総合教育センター	B	教員としての資質向上を図るため、新規採用養護教諭研修、教職2年次研修、経験者研修Ⅱ（教職経験11年目の教員研修）、養護教諭経験者研修Ⅱ、幼稚園経験者研修Ⅱの一環として、福祉施設等において体験的な研修を行う。	現状維持
210		教職員の一層の充実		総合教育センター	A	児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な指導を行うため、教職員の人材育成のための教職員研修等の充実を図る。	拡大
211	「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進	いわきサポートブックの活用促進		障がい福祉課	A	支援を必要とする子どもについて、発育、発達の様子や特性など、関係機関等で支援内容について情報共有し、切れ目のない支援を実施していくためのツールとして「いわきサポートブック」の活用促進を図る。	現状維持
212		「保育所児童保育要録」の作成		保育・幼稚園課	A	保育所児童の就学に際し、保育所において子どもの育ちを支えるための資料「保育所児童保育要録」を作成し、その写しを小学校へ提出することにより、切れ目のない支援を行う。	現状維持
213		幼稚園教諭の一層の充実		保育・幼稚園課	A	支援を必要とする児童を、健常児と一緒に保育することにより、その発達を助長し、社会への適応性を高めることを目的として、市立幼稚園において統合保育を実施するため、担当職員の配置等の充実を図る。	現状維持
214		教職員の一層の充実		総合教育センター	A	児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な指導を行うため、教職員の人材育成のための教職員研修等の充実を図る。	拡大
215		教育支援審議会・校内委員会の充実		総合教育センター	A	教育的ニーズのある幼児児童生徒に必要な支援について、教育長の諮問機関として、各幼児児童生徒に対する協議・判断を行う。	現状維持
216		一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育支援体制の確立		総合教育センター	A	多人数在籍の特別支援学級及び発達障がいのある児童生徒が在籍している通常の学級に支援員を配置し、担任を補助しながら、障がいのある児童生徒への支援を行うとともに、他の児童生徒の円滑な学習活動も支援する。また、通常の学級に在籍する肢体不自由児童生徒を支援するため、支援員を配置し、教室移動時の階段昇降補助や着替え、食事等の身体介助を行う。	拡大
217		「個別の教育支援計画」の作成・活用の推進		総合教育センター	B	教育、福祉、医療、保健、労働関係機関が緊密な連携のもと、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた切れ目のない一貫した支援を一貫して行うため、幼稚園、学校等において、「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実に努める。特別支援教育ソフトを一部の学校で導入し、更なる充実を図っている。	拡大
218	「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進	子ども健康教育相談		総合教育センター	A	発達障がいなど、特別な支援を必要とする幼児児童生徒とその保護者を対象として、専門相談員が教育相談を行う。また、必要に応じて、心理検査の実施や医師及び臨床心理士の相談につなげる。それらを通して、当該幼児児童生徒のよりよい支援に向けた対応にあたる。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
219	社会的及び職業的自立の促進	消費者教育推進事業		消費生活センター	B	平成27年度に策定した、いわき市消費者教育推進計画（消費者あんしんサポートプラン）に基づき、幼児期から高齢期までの各ライフステージの特性に応じ、学校、地域、家庭や職域等の様々な場において消費者教育を受ける機会を創出する。	現状維持
220		地域自立支援協議会（就労関係）の充実		障がい福祉課	A	障がいのある方個々のニーズや適性に応じた就労支援を実施するため、市内の一般就労及び福祉的就労の質を高めるとともに、就労支援の情報の共有を図る。	現状維持
221		進路相談体制の充実		総合教育センター	B	学級担任、進路指導主事を中心に、高等学校や特別支援学校等と連携を図りながら、保護者・生徒に対して適切な進路実現が図れるよう進路相談を行う。	現状維持
222	生涯学習活動の充実	文化施設のユニバーサルデザイン化		文化振興課	C	障がいのある方が、障がいのない人たちとともに文化施設等を利用し、芸術文化を享受できるよう、既存文化施設の改善により、障がいのある方の利用を促進する。	現状維持
223		スポーツ施設の改善		スポーツ振興課	C	障がいのある方も、障がいのない方とともに、スポーツ・レクリエーション活動ができるよう、既存スポーツ施設の改善により、障がいのある方の利用を促進する。	拡大
224		スポーツ推進委員の活用促進		スポーツ振興課	D	スポーツに対する市民の理解を高めるとともに、スポーツに係るボランティアの養成などに取り組む。	現状維持
225		わいわい塾の開催	62 78	障がい福祉課	C	障がい者が地域住民とともに楽しめる各種レクリエーション等を提供し、障がい者が自主的に外出するきっかけを作るとともに、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がい者とボランティアの相互理解を深める。	現状維持
226		障がい者スポーツの推進	62 77	障がい福祉課	A	スポーツに関心のある障がい者が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げる場を設ける	現状維持
227		パラスポーツ体験教室の開催		障がい福祉課	A	各障がい者手帳の保持者または各障がい者スポーツに興味のある市民が、パラスポーツを体験出来る教室を開催する。	現状維持
228		障がい者サークル活動の支援		生涯学習課	B	障がいのある方の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行う。	現状維持
229		図書館サービスの充実（資料及び情報の収集・提供）		いわき総合図書館	B	視覚障がい者のための、録音図書製作ボランティアの育成及び対面朗読者の活動の推進。	現状維持
230		図書館支援ボランティアの育成（音訳講習会・録音図書校正講習会）	63	いわき総合図書館	A	録音図書製作のボランティアに対し、音訳講習会・録音図書校正講習会を開催し、ボランティアの育成及びスキルアップを支援する	現状維持
231		いわき市電子図書館（電子書籍貸出サービス）事業		いわき総合図書館	A	図書館へ来館することなく、パソコンやスマートフォンの端末から電子図書館の専用サイトに接続し、デジタル化された書籍の検索、貸出、返却ができ、「文字サイズの拡大機能」や「音声読み上げ機能」により、障がいのある方にもアクセシブルな読書環境を提供する。	現状維持
232		移動図書館車の巡回		いわき総合図書館	A	読書バリアフリー法を踏まえ、図書館への来館が困難な障がいのある方や高齢者等が入所している施設などに対し、移動図書館車による巡回図書館サービスを提供する。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
VI雇用・就業							
233	就業支援及び生活支援施策の推進	地域自立支援協議会（就労関係）の充実		障がい福祉課	A	障がいのある方個々のニーズや適性に応じた就労支援を実施するため、市内の一般就労及び福祉的就労の質を高めるとともに、就労支援の情報の共有を図る。	現状維持
234		障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進		障がい福祉課	A	障害者就労施設や障害者を多数雇用している企業で就労する障害者、及び在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、本市における物品や役務の調達について、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する。	現状維持
235		発達障がい者就労・生活支援機能強化事業		障がい福祉課	A	障がいのある方の就業及び生活相談の総合的な窓口である「いわき障害者就業・生活支援センター」において、発達障がいのある方又は発達障がいの疑いのある方への相談等に対応するための職員を配置し、各種相談支援や関係機関との情報交換、高等学校等への訪問支援などを行う。	現状維持
236		障がい者雇用の促進		産業ひとづくり課	B	障がい者雇用に関心のある市内企業に対し、雇用制度に係るセミナー等を実施する。	維持現状
237	多様な就労機会の確保	市職員の障がい者雇用の充実		人事課	A	市職員の障がい者雇用拡充のため、障がいのある方を対象とした特別枠試験の実施等に取り組む。また、正規職員のみでなく、会計年度任用職員についても積極的な雇用に努める。	現状維持
238		チャレンジ雇用推進事業の実施		障がい福祉課	A	市が知的障がい者、精神障がい者又は発達障がい者を雇用し、事務作業や職場実習などの経験をふまえ、一般雇用をめざすもの。	維持現状
239		農福連携推進事業	58	農業政策課	B	農業と福祉が連携して、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参加を実現することを目的に、必要に応じて「いわき市農福連携推進協議会」を開催しながら、認知度向上やマッチング促進を目指す。	縮小
240		障がい者雇用の促進		産業ひとづくり課	B	障がい者雇用に関心のある市内企業に対し、雇用制度に係るセミナー等を実施する。	維持現状
241		障がい者雇用の促進（セミナー等の実施）	58	産業ひとづくり課	B	障がい者雇用に関心のある市内企業に対し、雇用制度に係るセミナー等を実施する。	現状維持
242	一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実	福祉施設から一般就労への移行促進		障がい福祉課	A	就労継続支援事業所の参入促進を行うとともに、福祉施設から一般就労した事例や支援方法の共有などを行う。	維持現状
243		職場定着への支援促進		障がい福祉課	A	就労定着支援事業所の参入促進を行うなど、職場への定着を支援する。	維持現状

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	内容	今後
244	一般就労が困難な障がいのある方に対する支援	授産製品ガイドの作成		障がい福祉課	A	市内の障がい者施設の授産製品を集めたパンフレット「はいどめいどいわき」を作成する。	現状維持
245		障害福祉サービス等の整備促進		障がい福祉課	A	障がいのある方一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。	現状維持
246		地域自立支援協議会（就労関係）の充実		障がい福祉課	A	障がいのある方個々のニーズや適性に応じた就労支援を実施するため、市内の一般就労及び福祉的就労の質を高めるとともに、就労支援の情報の共有を図る。	現状維持
247		障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進		障がい福祉課	A	障害者就労施設や障害者を多数雇用している企業で就労する障害者、及び在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、本市における物品や役務の調達について、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する。	現状維持
248		「福祉の店」の場の提供		障がい福祉課	A	毎週月、木曜日に本庁舎1階において「福祉の店」として、お弁当やパン、手工芸品等の授産品の販売を行い、就労者の工賃向上や市民の理解促進を図っている。	現状維持

(5) 第5次いわき市障がい者計画（後期）の事業実施状況について

（第7期いわき市障がい福祉計画の成果目標に係る実績等）

(1) 成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の考え方に基づき、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある方のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8年度末における地域生活への移行者数及び施設入所者数の削減見込の目標値を定めます。

国の基本指針	
①施設入所者の地域生活への移行	⇒令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行
②施設入所者数の削減	⇒令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

●第6期計画実績及び第7期計画目標値・実績

項目	第6期計画				第7期計画				
	基準値	目標値	実績	達成率	基準値	目標値	R6	R7	R8
施設入所者数	307人 (R1年度末)	302人	300人 (R4年度末)	—	300人 (R4年度末)	285人 (R8年度末)	306人 (R6年度末)	310人 (R7年度末)	—
地域生活移行者数①	—	19人	2人 (R4年度末)	未達成 (10.5%)	—	18人	1人	1人	—
削減見込②	—	5人	7人 (R4年度末)	達成 (140.0%)	—	15人	▲6人	▲10人	—

●目標達成のための方策

地域生活への移行を希望している障がいのある方が地域で自立した生活ができるよう、グループホームなど必要な障害福祉サービスを確保するため、多様な事業者へ働きかけ、必要な支援を行います。

また、障がいのある方の住まいの確保に向け、住宅セーフティネット制度を推進するほか、民間賃貸住宅所有者等の不安を払拭するための支援に努めます。

さらには、いわき市地域自立支援協議会（地域生活支援関係）等において現状及び課題の調査・検証を行うなど、地域生活への移行を支援する体制づくりに努めます。

●令和7年度（第7期2年度）における実績及び今後の方策について

地域生活移行者数が1名と目標値を大きく下回った。施設入所者の削減見込は10名増となり目標値を大きく下回った。退所理由は入所者の死亡や入院といった理由が主なものであり、地域生活移行が進んでいるとは言えない状況にある。

目標値達成に向け、地域生活支援部会にて、地域移行に関する取組を検討するとともに、事業所等の整備支援を図り、令和8年度も引き続き、地域移行支援の体制づくりに努めていく。

(2) 成果目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、上記の目標を設定することとしていますが、これらは都道府県が設定する目標のため、本市では設定を行いません。

本市では、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、別途活動指標を設定し、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要な資源やネットワークの在り方について検討していきます。

国の基本指針※都道府県のみ設定	
①精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数	⇒令和 8 年度における精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする
②精神病床における 1 年以上長期入院患者数	⇒令和 8 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65歳以上／65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する
③精神病床における早期退院率	⇒精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 か月時点の退院率については68.9%以上、入院後 6 か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後 1 年時点の退院率については91.0%以上とする

※国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、上記の目標を設定することとしていますが、これらは都道府県が設定する目標のため、本市では設定を行いません。

●第 6 期計画実績及び第 7 期計画目標値・実績

項目	第 6 期計画			第 7 期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R6	R7	R8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3 回	3 回	達成 (100.0%)	3 回	4 回	1 回	—
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	12 人	12 人	達成 (100.0%)	12 人	15 人	14 人	—
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	達成 (100.0%)	1 回	1 回	1 回	—

●目標達成のための方策

現在、いわき市地域自立支援協議会等において、保健・医療・福祉関係者による精神障がい者も含めた、障がいのある方の地域移行を推進しているところです。引き続き、関係機関等と連携を強化し、協議の場において取り組みを進めていきます。

●令和 7 年度（第 7 期 2 年度）における実績及び今後の方策について

令和 3 年度から、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について検討を行っているもの。

令和 7 年度から、国が実施している「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業を活用し、広域アドバイザーから助言を受けながら協議を進めることができた。令和 7 年度の開催回数は目標値に届かなかったものの、コアメンバー会議や国の担当者合同会議等で委員を集って話し合いの場を持たた。

(3) 成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある方の地域生活への移行支援や地域生活支援の充実を図るため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能充実のため、コーディネーターの配置状況、年1回以上の運用状況の検証や検討について目標値を定めます。また、強度行動障がい有する者が、その特性に適した環境調整や支援を受けられるよう、体制整備の目標を定めます。

国の基本指針							
①令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証及び検討を行う ②各市町村又は各圏域で、強度行動障がい有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める（新規）							

●第6期計画実績及び第7期計画目標値・実績（地域生活支援拠点等の整備）

項目	第6期計画			第7期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R6	R7	R8
整備箇所数	1か所以上	1箇所	100%	1か所	1か所	1か所	—
コーディネーター配置数	—	1人	—	1人	1人	1人	—
検証・検討回数	1回以上/年	1回	100%	1回以上/年	1回	1回	—

●第6期計画実績及び第7期計画目標値・実績（強度行動障がい有する者への支援体制の整備）

項目	第6期計画			第7期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R6	R7	R8
支援ニーズの把握	—	無	—	有	無	無	—
強度行動障がい有する者に対する支援体制	—	無	—	有	無	無	—

●目標達成のための方策

地域生活支援拠点等については、広域性及び利用者の利便性を考慮し、地域の事業者が分担して機能を担う「面的整備（地域生活支援体制強化事業）」として運用しており、運用状況の検証や検討を行いつつ、事業者等の関係機関の連携を図りながら、拠点機能の強化に努めていきます。

また、いわき市地域自立支援協議会（地域生活支援関係）を中心に、各関係機関が連携し、強度行動障がい有する方への支援体制の構築に努めます。

●令和7年度（第7期2年度）における実績及び今後の方策について

第6期計画に引き続き、「面的整備（地域生活支援体制強化事業）」として、地域生活支援体制の整備を行い、新たに、強度行動障がい有する者への支援体制の整備を行っていく。

(4) 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある方の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めるため、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労へ移行する者の人数及び就労定着支援事業利用者等について目標値を定めます。

国の基本指針

①一般就労移行者の増加

⇒令和 8 年度中に、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者を、令和 3 年度実績の1.28倍以上へ

うち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数：令和 3 年度実績の1.31倍以上

就労継続支援 A 型を通じた一般就労への移行者数：令和 3 年度実績の1.29倍以上

就労継続支援 B 型を通じた一般就労への移行者数：令和 3 年度実績の1.28倍以上

⇒就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする

②就労定着支援事業利用者の増加

⇒令和 8 年度末の就労定着支援事業利用者を、令和 3 年度実績の1.41倍以上とする

⇒就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とする

●第 6 期計画実績及び第 7 期計画目標値・実績（福祉施設から一般就労への移行）

項目	第 6 期計画			第 7 期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R6	R7	R8
一般就労移行者	41人	31人 (R3年度)	未達成 (75.6%)	43 人	33 人	32 人	—
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者	32人	27人 (R3年度)	未達成 (84.4%)	36 人	24 人	22 人	—
就労継続支援 A 型を通じた一般就労移行者	6人	0人 (R3年度)	未達成 (0.0%)	1 人	4 人	4 人	—
就労継続支援 B 型を通じた一般就労移行者	3人	4人 (R3年度)	達成 (133.3%)	6 人	5 人	5 人	—
就労移行支援事業所	—	9か所 (R3年度)	—	9 か所	8 か所	6 か所	—
一般就労移行者が 5 割以上の事業所	—	1か所 (R3年度)	—	5 か所	0 か所	4 か所	—

※第 6 期計画においては、就労移行支援事業所に係る目標設定なし。

●第 6 期計画実績及び第 7 期計画目標値・実績（就労定着支援事業利用者の増加）

項目	第 6 期計画			第 7 期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R6	R7	R8
就労定着支援事業利用者	—	11人 (R3年度)	—	16 人	16 人	26 人	—
就労定着支援事業所	3か所	3か所 (R3年度)	—	3 か所	4 か所	4 か所	—
就労定着率が 7 割以上の事業所	—	1か所 (R3年度)	—	1 か所	1 か所	4 か所	—

※第 5 期計画において、就労定着率 8 割以上の事業所数を目標としていたため、上記の目標設定なし。

●目標達成のための方策

「いわき市地域自立支援協議会 就労移行支援部会」において、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関との協議や情報共有等を行うことで、連携をより一層強め、就労を支援するための施策の拡充強化を図ります。

また、就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の事業者の確保を図るとともに、就労系事業所の利用者について、企業での実習や施設外就労等、就職活動のための支援をはじめ、障がい者雇用に対する企業等への理解を促進するなど、就労移行の推進に取り組むとともに、移行後の職場定着率の向上に向けた支援に努めます。

●令和7年度（第7期2年度）における実績及び今後の方策について

福祉施設からの一般就労への移行については、就労支援A型を通じた一般就労移行者を除く目標を達成できませんでしたが、就労定着支援事業の目標については、全ての項目で達成することができました。

令和8年度以降も引き続き、事業者の確保や障害者雇用に関する理解促進等の支援に努めます。

(5) 成果目標5 相談支援体制の充実・強化等

日常生活の悩みや不安、様々な制度やサービスの利用、障がいの種別や各種ニーズに対応できるよう、基幹相談支援センターを中心として、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保について、目標値を定めます。

また、協議会を中心とした、個別事例の検討など地域課題の解決につなげるための体制確保についても、新たに目標値を定めます。

国の基本指針							
①令和8年度末までに、各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する							
②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する							

●第6期計画実績及び第7期計画目標値・実績（活動指標：基幹相談支援センター）

項目	第6期計画			第7期計画			
	目標値	実績	達成状況	目標値	R6	R7	R8
基幹相談支援センターの設置	—	設置 (R4年度)	—	設置 (R8年度)	設置	設置	—
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	104 件	205件 (R4年度)	達成 (197.1%)	205件 (R8年度)	390 件	432 件	—
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援	18 件	37件 (R4年度)	達成 (205.6%)	37件 (R8年度)	37 件	34 件	—
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施	72 回	73回 (R4年度)	達成 (101.4%)	79回 (R8年度)	53 回	65 回	—
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	—	68回 (R4年度)	—	68回 (R8年度)	86 回	71 回	—
基幹相談支援センターによる主任相談支援専門員の配置人数	—	1人 (R4年度)	—	1人 (R8年度)	1 人	2 人	—

※第6期計画においては、基幹相談支援センターの設置及び個別事例の検証、主任相談支援専門員の配置についての目標設定はなし。

●第6期計画実績及び第7期計画目標値・実績（活動指標：協議会）

項目	第6期計画			第7期計画			
	目標値	実績	達成状況	目標値	R6	R7	R8
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	—	1回 (R4年度)	—	1回 (R8年度)	1回	1回	—
協議会への参加事業者・機関数	—	20か所 (R4年度)	—	20か所 (R8年度)	20か所	19か所	—
協議会の専門部会設置数	—	3部会 (R4年度)	—	3部会 (R4年度)	5部会	5部会	—
協議会の専門部会実施回数	—	17回 (R4年度)	—	17回 (R4年度)	19回	28回	—

※第6期計画においては、目標設定はなし。

●目標達成のための方策

基幹相談支援センター、障がい者相談支援センターにおける相談機能、地域の相談支援機関それぞれの役割と連携方法を整理し、相談支援体制の充実と更なる周知を図ります。

また、個別支援会議（地域会議）や各専門部会での個別事例の検討を通して、地域課題を整理し、いわき市地域自立支援協議会において、課題の解決に向けた地域サービス基盤の開発・改善の取組を協議します。

●令和7年度（第7期2年度）における実績及び今後の方策について

令和7年度においては、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言回数及び個別事例の支援内容の検証については、目標値を達成しましたが、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数については、目標値を下回りました。

これは、令和4年度までに地域の相談機関との連携会議の設置に係る協議が終了し、令和5年度から安定的、定期的な連携会議の開催体制が整ったことによるものです。

また、個別事例の支援内容検証については、SVの機会や支援会議等にて支援内容の振り返りを実施するなど基幹相談支援センターがその専門性を発揮し関与したものを計上しております。

今後も、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センターと連携し、総合的・専門的な相談支援体制の強化を実施する体制の維持に努めます。

(6) 成果目標6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などを事業所に対して働きかけ、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制等について目標値を定めます。

国の基本指針
①令和8年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する

●第6期計画実績及び第7期計画目標値・実績（活動指標）

項目	第6期計画			第7期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R6	R7	R8
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加	1人	13人 (R4年度)	達成 (1300%)	1人 (R8年度)	3人	3人	—
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	有	有 (R4年度)	達成	有 (R8年度)	有	有	—
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1回	1回 (R4年度)	達成 (100%)	1回 (R8年度)	1回	1回	—
指定障害福祉サービス事業や及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係自治体と共有する体制の有無	有	有 (R4年度)	達成	有 (R8年度)	有	有	—
指導監査結果の共有回数	1回	1回 (R4年度)	達成 (100%)	1回 (R8年度)	1回	1回	—

●目標達成のための方策

利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。

そのため、県や市が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員や市内サービス提供事業所職員の参加を促すとともに、障害福祉サービス提供事業所に対し、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう、普及啓発に努めます。

●令和7年度（第7期2年度）における実績及び今後の方策について

障害福祉サービス等に係る研修会への市職員の参加については、県主催の令和7年度障害福祉サービス報酬改定に係る研修会等へ3名参加しました。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制については、集団指導講習会を共有する体制として位置づけ、年1回の実施を継続しております。指定障害福祉サービス事業及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係自治体と共有する体制については整備済みですが、指導監査結果の共有回数は1回となっております。

(5) 第5次いわき市障がい者計画（後期）の事業実施状況について

（第3期いわき市障がい児福祉計画の成果目標に係る実績）

(1) 成果目標1 障害児支援の提供体制の整備等

国の考え方にに基づき、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図ったうえで、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、令和8年度末における障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値を定めます。

また、発達障がい児等及びその家族等に対する支援体制の確保に向けて、別途活動指標を設定します。

国の基本指針							
①児童発達支援センターの整備							
⇒令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置する							
②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築							
⇒令和8年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する							
③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備							
⇒令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1か所以上確保する							
④医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置							
⇒令和8年度末までに、医療的ケア児等支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各市町村又は各圏域に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する							

●第2期計画実績及び第3期計画目標値・実績

項目	第2期計画			第3期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R6	R7	R8
児童発達支援センターの整備	3か所	3か所 (R4年度末)	達成 (100%)	3か所 (R8年度末)	3か所	3か所	—

●第2期計画実績及び第3期計画目標値・実績

項目	第2期計画			第3期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R6	R7	R8
保育所等訪問支援事業所	3か所	4か所 (R4年度末)	達成 (133.3%)	4か所 (R8年度末)	10か所	12か所	—

●第2期計画実績及び第3期計画目標値・実績（重度心身障がい児を支援する事業所の確保）

項目	第2期計画			第3期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R6	R7	R8
児童発達支援事業所	2か所	2か所 (R4年度末)	達成 (100%)	2か所 (R8年度末)	3か所	5か所	—
放課後等デイサービス事業所	2か所	2か所 (R4年度末)	達成 (100%)	2か所 (R8年度末)	3か所	5か所	—

●第2期計画実績及び第3期計画目標値・実績（医療的ケア児支援のための協議の場の設置）

項目	第2期計画			第3期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R6	R7	R8
関係機関の協議の場	設置	1か所	達成	1か所	1か所	1か所	—
コーディネーターの配置	3人	0人	未達成 (0%)	1人	0人	0人	—

●第2期計画実績及び第3期計画実績（活動指標（発達障がい児等に対する支援））

項目	第2期計画			第3期計画			
	指標	実績	達成率	指標	R6	R7	R8
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10人	7人	未達成 (70%)	10人	8人	9人	—
ピアサポート活動への参加者数	10人	26人	達成 (260%)	10人	8人	9人	—

●目標達成のための方策

多様化・複雑化する障がい児支援に対するニーズに対応するため、いわき市地域自立支援協議会（児童・療育関係）等において現状及び課題の調査・検証を行い、関係機関等との連携を強化するなど、体制づくりに努めます。

また、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築を行うため、保健、医療、福祉、教育その他の各関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置に努めます。

発達障がいの早期発見・早期支援には、本人及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等がこどもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の実施を推進します。また、障がい児等を持つ家族の不安解消を図り、適切な支援を行うため、ペアレントメンターの育成やピアサポート活動の充実に努めます。

●令和7年度（第3期2年度）における実施及び今後の方針について

国の基本方針である①～③について、目標値が達成されました。

④について、関係機関の協議の場については、医療、福祉、教育、相談分野で構成される「医療的ケア児支援調整会議」において継続的に協議を行いました。コーディネーターの配置については、令和8年度から配備されております。

また、発達障がい児に対する支援においては、支援プログラム等の受講者数及びピアサポート活動への参加者数は目標値を下回りました。

今後も、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がいのある児童及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

第 7 期いわき市障がい福祉計画の実施状況

第 3 期いわき市障がい児福祉計画の実施状況

(目次) 第 7 期いわき市障がい福祉計画の実施状況

(障害福祉サービス) 58 ページ

(地域生活支援事業) 66 ページ

第 3 期いわき市障がい児福祉計画の実施状況

(障害児通所支援) 71 ページ

第7期いわき市障がい福祉計画の実施状況(障害福祉サービス)

区分	サービス名	事業の内容	指標		R5実績	第7期いわき市障がい福祉計画			計画における見込量確保のための 方策	計画期間中の 実績の状況
						R6	R7	R8		
訪問系サービス	居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値		556	556	557	・居宅介護事業所における介護従事者等を確保し、サービス提供体制を整備するため、介護保険事業者への共生型サービスの提供について必要な情報提供に努めるなど、サービス提供事業所の参入促進を図ります。 ・重度訪問介護の訪問先拡大に伴い、今後のサービス見込量の増大に対応したサービス提供量の確保に今後も努めます。	利用者数、利用量ともに計画値を下回りました。 なお、年度間で比較すると、一人当たりの利用量は減少傾向にあります。
				実績値	543	546	548			
				計画比		98.2%	98.6%	0.0%		
			利用量 (時間/月)	計画値		7,271	7,587	7,936		
				実績値	6,759	6,489	6,207			
				計画比		89.2%	81.8%	0.0%		
訪問系サービス	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅又はこれに相当する場所において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値		33	36	39	・居宅介護事業所における介護従事者等を確保し、サービス提供体制を整備するため、介護保険事業者への共生型サービスの提供について必要な情報提供に努めるなど、サービス提供事業所の参入促進を図ります。 ・重度訪問介護の訪問先拡大に伴い、今後のサービス見込量の増大に対応したサービス提供量の確保に今後も努めます。	利用者数は計画地を下回り、利用量は計画値を上回りました。 なお、年度間で比較すると、一人当たりの利用量は増加傾向にあります。
				実績値	30	32	35			
				計画比		97.0%	97.2%	0.0%		
			利用量 (時間/月)	計画値		5,885	6,601	7,514		
				実績値	5,435	7,315	8,919			
				計画比		124.3%	135.1%	0.0%		
訪問系サービス	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある方に、外出時において、当該障がいのある方に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がいのある方等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値		93	96	100	・居宅介護事業所における介護従事者等を確保し、サービス提供体制を整備するため、介護保険事業者への共生型サービスの提供について必要な情報提供に努めるなど、サービス提供事業所の参入促進を図ります。 ・重度訪問介護の訪問先拡大に伴い、今後のサービス見込量の増大に対応したサービス提供量の確保に今後も努めます。	利用者数は計画地を上回り、利用量は計画値を下回りました。 なお、年度間で比較すると、一人当たりの利用量は減少傾向にあります。
				実績値	98	107	104			
				計画比		115.1%	108.3%	0.0%		
			利用量 (時間/月)	計画値		2,175	2,550	3,005		
				実績値	1,891	1,740	1,582			
				計画比		80.0%	62.0%	0.0%		

区分	サービス名	事業の内容	指標		R5実績	第7期いわき市障がい福祉計画			計画における見込量確保のための 方策	計画期間中の 実績の状況
						R6	R7	R8		
訪問系サービス	行動援護	障がいのある方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値		36	38	40	・居宅介護事業所における介護従事者等を確保し、サービス提供体制を整備するため、介護保険事業者への共生型サービスの提供について必要な情報提供に努めるなど、サービス提供事業所の参入促進を図ります。 ・重度訪問介護の訪問先拡大に伴い、今後のサービス見込量の増大に対応したサービス提供量の確保に今後も努めます。	利用者数、利用量ともに計画値を下回りました。 なお、年度間で比較すると、一人当たりの利用量は増加傾向にあります。
				実績値	35	37	36			
				計画比		102.8%	94.7%	0.0%		
			利用量 (時間/月)	計画値		694	782	888		
				実績値	602	597	610			
				計画比		86.0%	78.0%	0.0%		
訪問系サービス	重度障害者等包括支援	障がいの状態が重く、意思の疎通に著しい困難を伴う人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方、並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	0	0	0	0	・居宅介護事業所における介護従事者等を確保し、サービス提供体制を整備するため、介護保険事業者への共生型サービスの提供について必要な情報提供に努めるなど、サービス提供事業所の参入促進を図ります。 ・重度訪問介護の訪問先拡大に伴い、今後のサービス見込量の増大に対応したサービス提供量の確保に今後も努めます。	利用者数、利用量ともに実績がありませんでした。
				実績値	0	0	0			
				計画比		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		
			利用量 (時間/月)	計画値	0	0	0	0		
				実績値	0	0	0			
				計画比		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		

区分	サービス名	事業の内容	指標		R5実績	第7期いわき市障がい福祉計画			計画における見込量確保のための 方策	計画期間中の 実績の状況
						R6	R7	R8		
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	利用者数 (実人数/年)	計画値	887	832	836	840	共生型サービスの提供について、介護保険事業者へ必要な情報提供に努めるなどして参入促進を図ります。また、既存の障害福祉サービス事業所の定員拡大や新規事業所の参入を促すなどにより、見込量が確保できるよう努めます。 医療的ケア児(者)、重度心身障がい児(者)などは、特に配慮が必要になることから、一人ひとりの状況の把握に努め、日中の適切な活動場所の確保について検討を進めます。	利用者数、利用量ともに、計画値を上回りました。 なお、年度間で比較すると、利用量が大きく増加傾向にあります。
				実績値	826	840	841			
				計画比		101.0%	100.6%	0.0%		
			利用量 (日/月)	計画値	14,888	15,532	15,732	15,937		
				実績値	15,248	31,480	29,809			
				計画比		202.7%	189.5%	0.0%		
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	4	13	15	17		利用者数は計画地を下回り、利用量は計画値を上回りました。 なお、年度間で比較すると、利用者数、利用量ともに大きな変動はありません。
				実績値	11	12	12			
				計画比		92.3%	80.0%	0.0%		
			利用量 (日/月)	計画値	21	42	49	55		
				実績値	35	67	50			
				計画比		159.5%	102.0%	0.0%		

区分	サービス名	事業の内容	指標		R5実績	第7期いわき市障がい福祉計画			計画における見込量確保のための 方策	計画期間中の 実績の状況
						R6	R7	R8		
日中活動系サービス	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	利用者数 （実人数/年）	計画値	58	79	90	104	共生型サービスの提供について、介護保険事業者へ必要な情報提供に努めるなどして参入促進を図ります。また、既存の障害福祉サービス事業所の定員拡大や新規事業所の参入を促すなどにより、見込量が確保できるよう努めます。 医療的ケア児（者）、重度心身障がい児（者）などは、特に配慮が必要になることから、一人ひとりの状況の把握に努め、日中の適切な活動場所の確保について検討を進めます。	利用者数、利用量ともに計画値を下回りました。
				実績値	66	74	84			
				計画比		93.7%	93.3%	0.0%		
			利用量 （日/月）	計画値	510	612	694	819		
				実績値	520	482	529			
				計画比		78.8%	76.2%	0.0%		
	宿泊型自立訓練	居住の場を提供するとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	利用者数 （実人数/年）	計画値	3	2	2	2		利用者数は計画値とほぼ同じ数値となりましたが、利用量は計画値を下回りました。 令和4年度より、事業所の事業廃止により市内でのサービス提供がなくなったことにより、前年度と比較して実績値が大幅に減少しています。
				実績値	3	2	1			
				計画比		100.0%	50.0%	0.0%		
			利用量 （日/月）	計画値	80	58	58	58		
				実績値	48	41	40			
				計画比		70.7%	69.0%	0.0%		
	就労選択支援	障がいのある方の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスで、障がいのある方の強みや課題、就労に必要な配慮について、障がいのある本人と支援側が共に整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげるのが特徴です。	利用者数 （実人数/年）	計画値		—	151	327		利用者数、利用量ともに計画値を大きく下回りました。令和7年度から開始したサービスであり、見込量と実績に乖離がありました。
				実績値		—	1			
				計画比		—	0.7%	0.0%		
			利用量 （日/月）	計画値		—	182	396		
				実績値		—	8			
				計画比		—	4.4%	0.0%		

区分	サービス名	事業の内容	指標		R5実績	第7期いわき市障がい福祉計画			計画における見込量確保のための 方策	計画期間中の 実績の状況
						R6	R7	R8		
日中活動系サービス	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	156	182	196	212		利用者数、利用量ともに計画値を上回りました。
				実績値	163	164	284			
				計画比		90.1%	144.9%	0.0%		
			利用量 (日/月)	計画値	957	1,322	1,346	1,379		
				実績値	1,163	1,358	1,410			
				計画比		102.7%	104.8%	0.0%		
	就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	142	145	157	170		利用者数、利用量ともに計画値を下回りました。 なお、年度間で比較すると、利用者数、利用量ともに大きな変動はありません。
				実績値	134	127	124			
				計画比		87.6%	79.0%	0.0%		
			利用量 (日/月)	計画値	2,247	2,615	2,890	3,194		
				実績値	2,318	2,512	2,080			
				計画比		96.1%	72.0%	0.0%		

区分	サービス名	事業の内容	指標		R5実績	第7期いわき市障がい福祉計画			計画における見込量確保のための 方策	計画期間中の 実績の状況
						R6	R7	R8		
日中活動系サービス	就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	776	931	1,013	1,104	共生型サービスの提供について、介護保険事業者へ必要な情報提供に努めるなどして参入促進を図ります。また、既存の障害福祉サービス事業所の定員拡大や新規事業所の参入を促すなどにより、見込量が確保できるよう努めます。 医療的ケア児(者)、重度心身障がい児(者)などは、特に配慮が必要になることから、一人ひとりの状況の把握に努め、日中の適切な活動場所の確保について検討を進めます。	利用者数は計画値を下回り、利用量は計画値を上回りました。
				実績値	816	876	950			
				計画比		94.1%	93.8%	0.0%		
			利用量 (日/月)	計画値	11,559	14,707	15,824	17,045		
				実績値	13,714	16,809	17,999			
				計画比		114.3%	113.7%	0.0%		
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある方で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に、就労に伴う生活面の課題に対応できるように、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	29	31	38	46		計画値を下回りました。
				実績値	19	23	25			
				計画比		74.2%	65.8%	0.0%		
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	利用者数 (人)	計画値	68	69	69	69	計画値とほぼ同数です。	
				実績値	70	69	73			
				計画比		100.0%	105.8%	0.0%		

区分	サービス名	事業の内容	指標		R5実績	第7期いわき市障がい福祉計画			計画における見込量確保のための 方策	計画期間中の 実績の状況
						R6	R7	R8		
日中活動系サービス	短期入所(福祉型、医療型)	自宅で介護する人が病気などの場合等に短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	183	163	177	193	共生型サービスの提供について、介護保険事業者へ必要な情報提供に努めるなどして参入促進を図ります。また、既存の障害福祉サービス事業所の定員拡大や新規事業所の参入を促すなどにより、見込量が確保できるよう努めます。 医療的ケア児(者)、重度心身障がい児(者)などは、特に配慮が必要になることから、一人ひとりの状況の把握に努め、日中の適切な活動場所の確保について検討を進めます。	利用者数、は計画地を下回り、利用量は計画値を上回りました。 年度間で比較すると、利用者数、利用量共に増加傾向となっております。
				実績値	122	137	156			
				計画比		84.0%	88.1%	0.0%		
			利用量 (日/月)	計画値	594	394	459	550		
				実績値	336	432	475			
				計画比		109.6%	103.5%	0.0%		
居住系サービス	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用した障がいのある方で一人暮らしを希望する方に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	7	26	31	37	施設入所者の地域生活への移行を進めていくとともに、必要な方が利用できるよう、サービスの提供体制の充実に努めます。 共同生活援助については、障害者支援施設や精神科病院等からの地域生活への移行の実績を踏まえ、障がいのある方の数やニーズを的確にとらえ、障がいのある方が地域で生活する居住の場を確保するため、今後も事業所の参入促進に努めます。 また、重度の障がいのある方が利用できるような必要な支援に努めます。	利用者数は計画値を下回りました。
				実績値	25	33	22			
				計画比		126.9%	71.0%	0.0%		
	共同生活援助	共同生活援助(グループホーム)で就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している障がいのある人であって、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域において自立した日常生活に向けて援助を行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	397	464	504	549		利用者数は計画値を下回りました。
				実績値	427	428	453			
				計画比		92.2%	89.9%	0.0%		
	施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人、または生活介護の対象者に対して夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	308	316	310	304		利用者数は計画値と同数です。
				実績値	319	306	310			
				計画比		96.8%	100.0%	0.0%		

区分	サービス名	事業の内容	指標		R5実績	第7期いわき市障がい福祉計画			計画における見込量確保のための 方策	計画期間中の 実績の状況
						R6	R7	R8		
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスを申請した障がい者(児)について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	1,937	1,953	2,027	2,104	現状多く存在するセルフプランの減少を図り、適切な障害福祉サービスの利用につなげることができるよう、新規事業所の参入を促し相談支援専門員の人員確保を図ります。また、研修会や意見交換会をかいさいするなど相談支援専門員の質の向上及び平準化により、一人当たりのサービス等利用計画の作成件数の向上に努めます。 障害のある方の地域以降の一層の促進を図るため、新規事業所の参入を促し、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)事業所の確保等を図り、支援体制の構築に努めます。	計画値を下回りましたが、年度間で比較すると、利用者数は増加傾向にあります。
				実績値	1,824	1,878	1,930			
				計画比		96.2%	95.2%	0.0%		
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	4	1	1	1		計画値を下回りました。
				実績値	1	1	0			
				計画比		100.0%	0.0%	0.0%		
	地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人などに対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	50	16	16	16		計画値を上回りました。
				実績値	15	11	25			
				計画比		68.8%	156.3%	0.0%		

第7期いわき市障害福祉計画の進捗状況(地域生活支援事業)

1 必須事業

No	市実施事業	事業内容	項目		第7期いわき市障がい福祉計画			実績の状況等
					R6	R7	R8	
1	理解促進研修・啓発事業	障がいのある方もない方も、ともに生きる社会を実現するため、授産製品ガイドの作成及び障がい者週間記念行事の実施等の市民啓発事業を実施し、障がいについての理解促進を図ります。	実施の有無	計画値	有	有	有	計画通り実施しました。
				実績値	有	有		
2	自発的活動支援事業	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方、その家族、地域住民等が行う自発的な取り組みに対し、補助金を交付することにより、共生社会の実現を図ります。	実施の有無	計画値	有	有	有	計画通り実施しました。
				実績値	有	有		
3	相談支援事業	障がいの種別に関わらず、障がいのある方等の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援、障がいのある方の権利擁護など必要な支援を行います。	障害者相談支援事業(箇所)	計画値	5	5	5	平成28年度に相談支援体制の見直しを実施し、平成29年度から基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターを設置しました。
				実績値	5	5		
				計画比	100.0%	100.0%	0.0%	
			基幹相談支援センター設置の有無	計画値	有	有	有	
				実績値	有	有		
			基幹相談支援機能強化事業実施の有無	計画値	有	有	有	
4	成年後見制度利用支援事業	判断能力を欠いている障がいのある方が成年後見制度を利用する場合で、申し立てを行う家族等がない場合に、市長が代わりに申し立てを行い、障がいのある方の地域生活を支援します。	利用者数(人/年)	計画値	5	5	5	利用者数は計画を上回りました。
				実績値	4	6		
				計画比	80.0%	120.0%	0.0%	
5	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。	実施の有無	計画値	有	有	有	計画通り実施しました。
				実績値	有	有		
6	意思疎通支援事業(登録手話通訳者派遣事業等)	聴覚等に障がいのある方の日常生活及び社会生活における意思疎通を支援するために、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行います。	手話通訳者設置数(人)	計画値	3	3	3	手話通訳者設置数は、平成28年度に増員し、3名の設置を継続しています。登録手話通訳者及び要約筆記者の派遣数は、計画値を下回りました。
				実績値	3	3		
				計画比	100.0%	100.0%	0.0%	
			登録手話通訳者派遣数(件/月)	計画値	28	30	32	
				実績値	25	30		
				計画比	89.3%	100.0%	0.0%	
			要約筆記者派遣数(件/月)	計画値	3	3	3	
				実績値	2	2		
				計画比	66.7%	66.7%	0.0%	

No	市実施事業	事業内容	項目		第7期いわき市障がい福祉計画			実績の状況等
					R6	R7	R8	
7	日常生活用具給付等事業	重度障がいのある方等に対して、身体介護を支援する介護・訓練支援用具や移動などの自立生活を支援する自立生活支援用具、また、スロープ用装具などの排せつ管理を支援する排せつ管理支援用具など、日常生活上の便宜を図るための用具(日常生活用具)の給付を行います。	介護・訓練支援用具給付数 (件/年)	計画値	38	38	38	全ての用具の給付において、計画値を下回りました。 なお、年度間にて比較すると、排せつ管理支援用具以外は、減となりました。
				実績値	22	22		
				計画比	57.9%	57.9%	0.0%	
			自立生活支援用具給付数 (件/年)	計画値	68	68	68	
				実績値	42	37		
				計画比	61.8%	54.4%	0.0%	
			在宅療養等支援用具給付数 (件/年)	計画値	74	74	74	
				実績値	81	61		
				計画比	109.5%	82.4%	0.0%	
			情報・意思疎通支援用具給付数 (件/年)	計画値	97	97	97	
				実績値	54	51		
				計画比	55.7%	52.6%	0.0%	
			排せつ管理支援用具給付数 (件/年)	計画値	9,536	9,823	10,118	
				実績値	8,820	9,278		
				計画比	92.5%	94.5%	0.0%	
8	手話奉仕員養成研修事業 (登録手話通訳者養成研修事業)	聴覚等に障がいのある方のコミュニケーションの支援者となる手話奉仕員の養成研修を行います。	手話講習会 修了者数 (人)	計画値	23	23	23	手話講習会修了者数は計画値を下回りましたが、手話講習会(ステップアップ)修了者数は計画を上回りました。
				実績値	11	18		
				計画比	47.8%	78.3%	0.0%	
			手話講習会 (ステップアップ) 修了者数 (人)	計画値	13	13	13	
				実績値	10	17		
				計画比	76.9%	130.8%	0.0%	
9	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方が外出する際にヘルパーによる支援を行うことによって、障がいのある方の地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。	利用者数 (人/月)	計画値	308	327	347	利用者数、利用量共に計画値を下回りました。 なお、年度間にて比較すると利用者数は横ばいです。
				実績値	249	238		
				計画比	80.8%	72.8%	0.0%	
			利用量 (時間/月)	計画値	2,383	2,503	2,629	
				実績値	2,290	2,274		
				計画比	96.1%	90.9%	0.0%	

No	市実施事業	事業内容	項目		第7期いわき市障がい福祉計画			実績の状況等
					R6	R7	R8	
10	地域活動支援センター事業	障がいのある方へ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行い、障がいのある方の地域生活支援の促進を図ります。	利用者数 (人/月)	計画値	86	86	86	設置数は計画値通りですが、利用者数は計画を下回りました。年度間で比較すると、利用者数は概ね横ばいです。
				実績値	78	78		
				計画比	90.7%	90.7%	0.0%	
			設置数 (箇所)	計画値	4	4	4	
				実績値	4	4		
				計画比	100.0%	100.0%	0.0%	
11	障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児の地域における生活を支えるため、障がい児施設の有する機能を活用し、巡回訪問・訪問健康診査等により療育機能の充実を図ります。	実施箇所数 (箇所)	計画値	1	1	1	計画通り実施しました。
				実績値	1	1		
				計画比	100.0%	100.0%	0.0%	
12	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	身体障がい者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成研修します。	手話通訳者 養成研修 修了者(人)	計画値	5	5	5	修了者数は計画値を下回りました。
				実績値	5	0		
				計画比	100.0%	0.0%	0.0%	

第7期いわき市障害福祉計画の進捗状況(地域生活支援事業)

2 任意事業(地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき実施が必要と判断される事業)

No	市実施事業	事業内容	項目		第7期いわき市障がい福祉計画			実績の状況等
					R6	R7	R8	
1	訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な重度の身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。	利用者数 (人/月)	計画値	18	18	18	利用者数、利用量ともに計画値を上回りました。
				実績値	28	28		
				計画比	155.6%	155.6%	0.0%	
			利用量 (回/月)	計画値	79	79	79	
				実績値	161	167		
				計画比	203.8%	211.4%	0.0%	
2	点字指導員派遣事業	点字の学習を希望する中途失明者に対し、点字指導員を派遣して基本的な点字指導を行います。	派遣回数 (回/年)	計画値	1	1	1	実績はありませんでした。
				実績値	0	0		
				計画比	0.0%	0.0%	0.0%	
3	日中一時支援事業	障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい者等の日中における活動の場を確保する事業です。	利用者数 (人/月)	計画値	77	77	77	利用者数は計画値を下回りました。
				実績値	69	61		
				計画比	89.6%	79.2%	0.0%	
4	障害児支援体制整備 (児童発達支援センター 地域支援機能強化事業)	児童発達支援センターにおいて、地域の障がいのある児童やその家族への療育相談や他の障害児通所支援事業所への支援方法の技術的指導等を行い、地域支援の強化を図ります。	実施箇所数 (箇所)	計画値	3	3	3	計画通り実施しました。
				実績値	3	3		
				計画比	100.0%	100.0%	0.0%	
5	スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	障がいのある方と地域住民が共に楽しめる各種レクリエーションやスポーツ活動の場を提供することにより、障がいのある方の余暇活動の充実や社会参加の推進を図ります。	わいわい塾 参加者数 (人)	計画値	90	90	90	わいわい塾については、参加者数が計画値を下回りました。 サンアビススポーツ教室については、参加者数は計画を下回りましたが、年度間で比較すると増加傾向にあります。
				実績値	60	65		
				計画比	66.7%	72.2%	0.0%	
			サンアビススポーツ教室 参加者数 (人/月)	計画値	84	84	84	
				実績値	36	48		
				計画比	42.9%	57.1%	0.0%	
6	点字広報・議会だより発行事業	文字による情報入手が困難な視覚障がい者のために、点訳等により市政情報等を定期的に提供します。	実施の有無	計画値	有	有	有	計画通り実施しました。
				実績値	有	有		

No	市実施事業	事業内容	項目		第7期いわき市障がい福祉計画			実績の状況等
					R6	R7	R8	
7	登録手話通訳者等養成研修事業	聴覚障がい者のコミュニケーションの支援者となる要約筆記奉仕員及び視覚障がい者のコミュニケーションの支援者となる点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成研修を行います。	要約筆記養成講習会修了者数 (人/年)	計画値	10	10	10	すべての講習会において、修了者は計画値を下回りました。
				実績値	5	2		
				計画比	50.0%	20.0%	0.0%	
			点訳者養成講習会 (初級)修了者数 (人/年)	計画値	—	20	—	
				実績値	—	9	—	
				計画比	—	45.0%	—	
			点訳者養成講習会 (中級)修了者数 (人/年)	計画値	10	—	10	
				実績値	2	—		
				計画比	20%	—	0.0%	
			音訳奉仕者養成講習会(初級)修了者数 (人/年)	計画値	—	20	—	
				実績値	—	8	—	
				計画比	—	—	—	
8	身体障がい者自動車改造・操作訓練費補助金	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労や社会参加の促進を図ります。	補助件数 (件/年)	計画値	5	5	5	補助件数は計画値を下回りました。
				実績値	7	5		
				計画比	140.0%	100.0%	0.0%	
9	更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業にて訓練を受けている身体障がい者に対し、訓練のために必要な費用を支給することで更生意欲を助長し、社会復帰の促進を図ります。	給付件数 (件/年)	計画値	14	14	14	給付件数は計画を上回りました。
				実績値	31	25		
				計画比	221.4%	178.6%	0.0%	

第2期いわき市障がい児福祉計画の実施状況

区分	サービス名	事業の内容	指標		R5実績	第3期障がい児福祉計画			計画における見込量確保のための 方策	計画期間中の 実績の状況
						R6	R7	R8		
障害児 通所支援	児童発達支援	未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作を指導、知識技能の習得、集団生活への訓練、その他必要な支援を行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	223	373	460	572	障がいのある児童が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。 医療的ケアが必要な障がいのある児童が利用できるサービスについて、事業者働きかけるなど見込量の確保に努めます。 居宅訪問型児童発達支援の提供にあたって、サービスの周知とともに、支援が必要な重度心身障がい児等の適切な把握に努めます。	利用者数、利用量ともに計画値を上回りました。 なお、年度間で比較すると、利用者数、利用量ともに増加傾向にあります。
				実績値	335	815	871			
				計画比		218.5%	189.3%	0.0%		
			利用量 (日/月)	計画値	735	1,557	1,972	2,523		
				実績値	1,398	3,157	3,550			
				計画比		202.8%	180.0%	0.0%		
	医療型児童発達支援	肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障がい）のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	1	1	1	1		実績はありませんでした。
				実績値	0	0	0			
				計画比		0.0%	0.0%	0.0%		
			利用量 (日/月)	計画値	1	1	1	1		
				実績値	0	0	0			
				計画比		0.0%	0.0%	0.0%		
	居宅訪問型児童発達支援	重度心身障がい児などの重度の障がいのある児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得等の支援を行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	10	6	6	6		利用者数、利用量ともに計画値を下回りました。
				実績値	0	1	3			
				計画比		16.7%	50.0%	0.0%		
			利用量 (日/月)	計画値	40	24	24	24		
				実績値	0	0	3			
				計画比		0.0%	12.5%	0.0%		

区分	サービス名	事業の内容	指標		R5実績	第3期障がい児福祉計画			計画における見込量確保のための 方策	計画期間中の 実績の状況
						R6	R7	R8		
障害児 通所支援	放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童に、学校授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の必要な支援を行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	599	748	837	935	障がいのある児童が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。 医療的ケアが必要な障がいのある児童が利用できるサービスについて、事業者働きかけなど見込量の確保に努めます。 居宅訪問型児童発達支援の提供にあたって、サービスの周知とともに、支援が必要な重度心身障がい児等の適切な把握に努めます。	利用者数、利用量ともに計画値を上回りました。 なお、年度間で比較すると、利用者数、利用量ともに増加傾向にあります。
				実績値	639	1,191	1,329			
				計画比		159.2%	158.8%	0.0%		
			利用量 (日/月)	計画値	5,364	8,355	9,857	11,648		
				実績値	7,460	29,696	34,503			
				計画比		355.4%	350.0%	0.0%		
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	24	36	42	44		利用量、利用者数共に計画値を上回りました。 なお、年度間で比較すると、利用者は増加傾向にあります。
				実績値	30	72	86			
				計画比		200.0%	204.8%	0.0%		
			利用量 (日/月)	計画値	6	9	11	13		
				実績値	6	77	80			
				計画比		855.6%	727.3%	0.0%		
障害児 相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援を申請した障がいのある児童について、障害児支援利用計画の作成、及び支給決定後の障害児支援利用計画の見直し(モニタリング)を行います。	利用者数 (実人数/年)	計画値	653	524	571	626	セルフプランの減少を図り、障害児通所支援及び障害福祉サービスを適切に利用できるよう、相談支援事業所連絡会や地域自理宇支援協議会において、ニーズに応じた相談支援専門員の確保について検証・協議し、NPO法人等へ同事業の拡大や開始を働きかけるなど、人材の確保・育成に努めます。 また、研修会や意見交換会をかいさいするなど相談支援専門員の質の向上及び平準化により、一人当たりのサービス等利用計画の作成件数の向上に努めます。	利用者数は計画を上回っています。 なお、年度間で比較すると、利用者数は増加傾向にあります。
				実績値	483	514	594			
				計画比		98.1%	104.0%	0.0%		

第3期いわき市障害児福祉計画の実施状況

● 医療的ケア児調整コーディネーターの配置

No	市実施事業	事業内容	項目		第3期いわき市障がい児福祉計画			実績の状況等
					R6	R7	R8	
1	医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育その他の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活を支援します。	配置人数 (人)	計画値	1	1	1	令和8年度に2名の医療的ケア児等コーディネーターの配置をしました。
				実績値	0	0	2	
				計画比	0.0%	0.0%	200.0%	

● 子ども子育ての支援等における体制整備

No	市実施事業	事業内容	項目		第3期いわき市障がい児福祉計画			実績の状況等
					R6	R7	R8	
1	保育所の利用を必要とする障がいのある児童数	子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について、右記のように設定します。	児童数 (人)	見込量	296	315	330	児童数は見込を下回りました。
				実績値	305	296		
				見込比	103.0%	94.0%	0.0%	
2	認定こども園の利用を必要とする障がいのある児童数		児童数 (人)	見込量	41	51	59	児童数は計画値を上回りました。。
				実績値	50	54		
				見込比	122.0%	105.9%	0.0%	
3	放課後児童健全育成事業を必要とする障がいのある児童数		児童数 (人)	見込量	146	154	164	児童数は計画を上回りました。
				実績値	142	178		
				見込比	97.3%	115.6%	0.0%	

第6次いわき市障がい者計画
第8期いわき市障害福祉計画
第4期いわき市障害児福祉計画

計画策定にあたって

令和8年6月



いわき市 保健福祉部

〔策定の方針について〕

国・県の動向に注視しながら策定に向けた準備を進めているところですが、計画の基本的な考え方となる基本理念等については、次のとおり内容を精査することで検討しているところです。

〔第6次計画の基本理念等（案）〕

（1）基本理念

すべての市民が、相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現

（2）基本目標（障害者総合支援法）

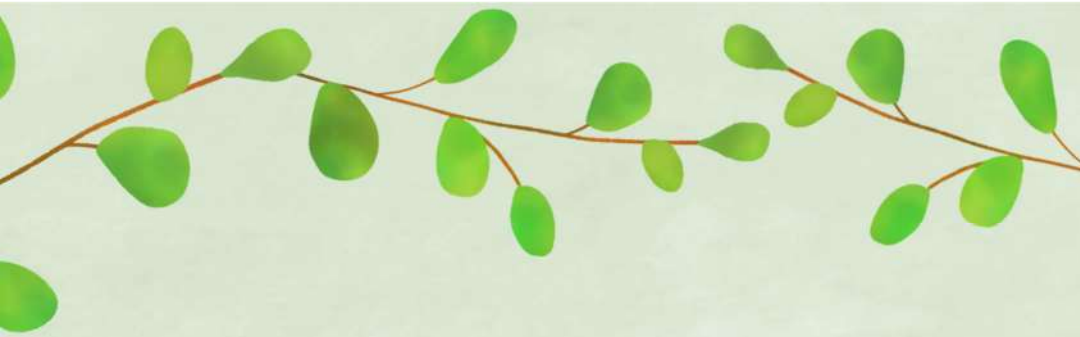
- ① 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであること
- ② 全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
- ③ 可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること
- ④ 社会参加の機会を確保すること
- ⑤ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥ 社会的障壁を除去すること

（3）計画の視点（国の第5次障がい者計画の「横断的視点」6つを4つに集約）

- ① 共生社会の実現に資する取組の推進
- ② 障がい者の自己決定の尊重及び本人中心の総合的な支援
- ③ 障がい特性、障がい者の個性等を考慮した総合的なサービスの提供
- ④ 関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携と実効性のある取り組みの推進

（4）計画の体系（国の第5次障がい者計画の「施策の基本的な方向」11つを6つに集約）

- ① 施策分野1：理解促進
- ② 施策分野2：生活支援
- ③ 施策分野3：保健・医療
- ④ 施策分野4：生活環境
- ⑤ 施策分野5：教育・育成
- ⑥ 施策分野6：雇用・就業



第 6 次

いわき市障がい者計画

第 8 期

いわき市障がい福祉計画

〔計画骨子〕

第 4 期

いわき市障がい児福祉計画

基本理念

すべての市民が、相互に支え合い、
地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現

令和9年2月



いわき市

〔計画の内容〕

第Ⅰ編 第6次いわき市障がい者計画

第Ⅰ章 計画策定の趣旨等

- Ⅰ 計画の背景と趣旨
- Ⅱ 法令等の改正の動き
- Ⅲ 制度改正の内容
- Ⅳ 社会情勢の変化への対応

第Ⅱ章 本計画の位置づけ等

- Ⅰ 計画の位置づけ
- Ⅱ 他計画との関連
- Ⅲ 計画の期間
- Ⅳ 計画の対象範囲
- Ⅴ 本市における圏域（区域設定）の考え方
- Ⅵ 計画の改定手続

第Ⅲ章 障がい者等を取り巻く現状と課題

- Ⅰ 本市における障がい者数等の状況
- Ⅱ 障がい者（児）実態調査結果（障がい福祉に関するアンケート調査結果）
- Ⅲ 障がい者（児）関連法人・施設実態調査結果
- Ⅳ 障がい者（児）関連団体実態調査結果
- Ⅴ 現計画の進捗状況
- Ⅵ 第5次いわき市障がい者計画（前期）の総合評価

第Ⅳ章 基本的な考え方

- Ⅰ 基本理念
- Ⅱ 基本目標
- Ⅲ 計画の視点
- Ⅳ 計画の体系

第Ⅴ章 施策分野と基本的方向性

- Ⅰ 施策分野Ⅰ 『理解促進』

- 2 施策分野2 『生活支援』
- 3 施策分野3 『保健・医療』
- 4 施策分野4 『生活環境』
- 5 施策分野5 『教育・育成』
- 6 施策分野6 『雇用・就業』

第6章 計画の推進

- 1 各主体の役割
- 2 計画の進行管理

第2編 第8期いわき市障がい福祉計画

第1章 成果目標と目標達成のための方策

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行等
- 4 地域生活支援の充実
- 5 相談支援体制の充実・強化等
- 6 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第2章 障害福祉サービス等の必要な量の見込及び見込量確保のための方策

- 1 障害福祉サービス等の体系図
- 2 障害福祉サービス
- 3 相談支援
- 4 地域生活支援事業

第3編 第4期いわき市障がい児福祉計画

第1章 成果目標と目標達成のための方策

- 1 障害児支援の提供体制の整備等

第2章 障害児通所支援等の必要な量の見込及び見込量確保のための方策

- 1 障害児通所支援・障害児相談支援
- 2 子ども・子育ての支援等における体制整備

「いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」について

I 概 要

(I) 背景・経過

手話は、ろう者の間で思考と意思疎通の手段として古くから用いられた歴史があり、日本では平成23年8月に改正された障害者基本法で、「言語に手話が含まれる」旨が明記され、更に、令和7年6月には、手話に関する施策を総合的に推進することを目的として、手話に特化した初の法律となる手話施策推進法が施行された。また、同年11月には、日本で初めて「デフリンピック」が盛大に開催されるなど、手話をはじめ、コミュニケーション手段の利用の重要性や障がいへの理解に対する関心が一層高まっている。

そのような中で、市では、これまで、いわき市手話言語条例実行委員会〈※〉と条例制定に向けた意見交換を重ねてきたところであるが、令和7年10月7日に同委員会より、条例の制定に関する要望書が提出されたことを受けて、条例制定に向けた協議・検討を庁内や市自立支援協議会等の意見を踏まえながら進めてきたところである。

今般、本条例の市民意見募集結果（18人 56件）等を踏まえ、その内容がとりまとまったことから、令和8年6月市議会定例会に本条例の制定に関する議案を提出する運びとなったところである。

〈※〉市内のろうあ者団体である「いわき聴力障害者会」と支援団体である「いわき手話サークル」及び「県手話通訳問題研究会」から構成。

(2) 現状・課題

ア 現 状

本市においては、障がいのある方に対して、支援体制確保など、各種取組みを行っているところである。

- ・ 専任手話通訳者の設置・派遣
- ・ 派遣手話通訳者等の登録制度の確立
- ・ 登録手話通訳者等の養成講習会などの実施

イ 課 題

手話言語に対する若い世代の意識・関心の希薄化や手話通訳者等の高齢化などに伴う担い手の人材不足などがある現状となっている。

2 条例（案）の内容

(I) 条例名

いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(案)

(2) 制定要旨

手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関して、基本理念を定め、市の責務や市民等の役割を明らかにするとともに、基本理念に基づいた施策を推進することにより、手話言語及びコミュニケーション手段に対する市民の理解及び関心を喚起し、もって全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、本条例を制定するもの。

(3) 条項の内容

- (第1条関係) 目的について規定する。
- (第2条関係) 定義について規定する。
- (第3条関係) 基本理念について規定する。
- (第4条関係) 市の責務について規定する。
- (第5条関係) 市民の役割について規定する。
- (第6条関係) 事業者の役割について規定する。
- (第7条関係) 施策の基本方針について規定する。
- (第8条関係) 広報及び啓発活動について規定する。
- (第9条関係) 環境の整備について規定する。
- (第10条関係) 学ぶ機会の確保について規定する。
- (第11条関係) 情報提供及び相談体制の整備について規定する。
- (第12条関係) 人材の確保及び育成について規定する。
- (第13条関係) 災害時のコミュニケーションの支援について規定する。
- (第14条関係) 意見の反映について規定する。
- (第15条関係) 財政上の措置について規定する。
- (第16条関係) 委任について規定する。

(附則関係) 施行日について公布の日と規定する。

3 制定後の施策展開

本条例制定後には、障がい者福祉施策を取り巻く社会情勢や国・県の動向、市を取り巻く課題などを踏まえながら、次の基本的対策の方向性を柱として、各種施策を総合的かつ計画的に展開していく。

ア 手話言語の習得及び使用の機会確保

例) 手話動画付与のランクアップ (R7.9 開始)

イ 手話言語及びコミュニケーション手段の利用に対する市民及び事業者の理解と関心の促進

例) AIを活用した手話コミュニケーション支援 (AI SureTalk) の実証実験 (R7.12 開始)

ウ 手話文化の保存、継承及び発展に関する取組推進

例) ブルーライトアップ (R7.9.23 手話の日実施)

【参 考】

手話文化…手話言語及び手話言語による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。

コミュニケーション手段…手話言語、触手話、要約筆記、筆談、文字の表示、点字、音訳、平易な表現、絵図の提示、情報通信機器、その他障がいの特性に応じて使用する意思疎通のための手段。

いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進 に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に当たって、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本理念に基づいた施策を推進することにより、手話言語及びコミュニケーション手段に対する市民及び事業者の理解及び関心を喚起し、もって全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話言語 ろう者が生活の中で育み、受け継いできた言語であって、手指、身体の動き及び表情を用いて視覚的に表現される独自の語彙及び文法体系を有するものをいう。
- (2) ろう者 聴覚に障がいがあり、手話言語を用いて生活し、文化及び社会を形成してきた者をいう。
- (3) コミュニケーション手段 手話言語、触手話、要約筆記、筆談、文字の表示、点字、音訳、平易な表現、絵図の提示、情報通信機器その他障がいの特性に応じて使用する意思疎通のための手段をいう。
- (4) 障がいのある方 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある方であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある方にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にあるものをいう。
- (5) 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第7号に規定する事業者をいう。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、

盲ろう者向け通訳・介助者、代筆・代読支援者その他障がいのある方への情報の伝達補助を行う支援者をいう。

(基本理念)

第3条 手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重するよう、その理解及び関心が深められなければならない。

2 手話言語の普及は、手話言語が独自の体系を有する言語であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために受け継がれてきたものであるという認識の下、将来の世代にわたって継承できるよう行われなければならない。

3 コミュニケーション手段の利用の促進は、障がいのある方が日常生活及び社会生活に必要な情報の取得及び利用のための手段を自ら選択する権利を有するという認識の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進のため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 前項の施策の推進に当たっては、必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、手話言語及びコミュニケーション手段の利用について理解及び関心を深め、この条例に基づいて市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、手話言語及びコミュニケーション手段の利用について理解及び関心を深め、この条例に基づいて市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

(施策の基本方針)

第7条 手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策

の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 手話言語の習得及び使用の機会を確保すること。
- (2) 手話言語及びコミュニケーション手段の利用に対する市民及び事業者の理解及び関心を促進すること。
- (3) 手話文化（手話言語及び手話言語による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。）の保存、継承及び発展が図られるようにすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基本理念を達成するために必要な事項（広報及び啓発活動）

第8条 市は、手話言語及びコミュニケーション手段の利用に対する市民及び事業者の理解及び関心を深めるため、学校教育、生涯学習、地域活動その他の機会を通して、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

（環境の整備）

第9条 市は、障がいのある方が学校教育、職場、地域等において手話言語及びコミュニケーション手段を適切かつ円滑に使用することができるよう、必要な環境の整備を行うものとする。

（学ぶ機会の確保）

第10条 市は、障がいのある方、市民及び事業者が手話言語及びコミュニケーション手段を習得することができるよう、手話言語及びコミュニケーション手段の意義について学ぶ機会の確保を行うものとする。

（情報提供及び相談体制の整備）

第11条 市は、障がいのある方が日常生活及び社会生活に必要な情報を円滑に取得することができるよう、障がいの特性に応じた情報提供及び相談体制の整備を行うものとする。

（人材の確保及び育成）

第12条 市は、コミュニケーション支援者の研修の機会の確保、適切な処遇の確保その他の必要な措置を講ずることにより、人材の確保及び育成を行うものとする。

（災害時のコミュニケーションの支援）

第13条 市は、災害その他非常の事態の場合において、障がいのある方に対し、その安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう、避難所における適切な情報伝達手段の確保その他の必要な措置を講ずることにより、災害時のコミュニケーションの支援を行うものとする。

(意見の反映)

第14条 市は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するため必要があると認めるときは、障がいのある方その他の関係者の意見を施策に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。